

第2次朝倉市環境基本計画

“思いっきり しん呼吸”

天を知り、あさくらを照らす、人づくり



令和2（2020）年3月 策定

令和7（2025）年2月 改定

朝 倉 市

はじめに

平成 18 (2006) 年 3 月に 1 市 2 町で合併した朝倉市は、北は古処山をはじめとする山々が連なり、南は九州一の大河筑後川が流れる自然豊かなまちです。

この恵まれた自然環境を次世代に引き継ぐため、朝倉市では、「朝倉市環境基本計画」を策定し、環境の保全や創造に関する取組を推進しています。また、「朝倉市環境基本計画」の計画期間終了に伴い、令和 2 (2020) 年 3 月に「第 2 次朝倉市環境基本計画」を策定しました。



昨今、日本に限らず世界各地の状況を見ますと、異常気象が発生し、大規模な自然災害が増加するなど、気候変動問題への対応が、国際的により大きな課題になっています。

気候変動問題は、地球温暖化も密接に関わっており、世界中で脱炭素に対する機運が高まっています。日本では、令和 2 (2020) 年 10 月にカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。朝倉市においても、地球環境問題の対策にこれまで以上に取り組むための「朝倉市ゼロカーボンシティ宣言 (令和 4 (2022) 年 1 月)」に加え、人と動物の健康及び環境の健全性を守るための「朝倉市ワンヘルス推進宣言 (令和 5 (2023) 年 3 月)」を行いました。

このような背景を踏まえ、自然環境の保全と持続可能な社会を目指すため、「第 2 次朝倉市環境基本計画」を見直しました。本計画は、令和 5 (2023) 年 3 月に策定された「第 3 次朝倉市総合計画」を環境面から実現するものとなります。見直しにご尽力賜りました環境アクション協議会の委員をはじめアンケートにご協力いただいた市民、事業所の皆様に心から感謝申し上げます。

これまでのように、四季の移り変わりを肌で感じることができ、自然とともに暮らしていくために、「第 2 次朝倉市環境基本計画」で目指す環境像である「“思いっきり しん呼吸” 天を知り、あさくらを照らす、人づくり」を実現し、豊かな自然環境を次の世代へ引き継ぐため、全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様には、ますますのご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 7 年 2 月

朝倉市長 林 裕二

目 次

第1次朝倉市環境基本計画の総括	1
第1章 計画の基本的事項	9
1. 計画策定の背景と目的	10
2. 計画の位置づけ	11
3. 計画の期間	12
4. 計画の対象範囲	12
5. 計画の構成	13
6. 各主体の役割	14
第2章 朝倉市の環境とめざす環境像	15
1. 朝倉市の概況	16
2. 朝倉市の誇るべき環境	26
3. 朝倉市のめざす環境像	28
第3章 環境像の実現に向けた環境施策	31
基本方針Ⅰ 「天を知り森林・農地等の土台づくり」	34
基本方針Ⅱ 「生活を照らす暮らしづくり」	46
基本方針Ⅲ 「古から未来へ人づくり」	67
第4章 計画の推進	75
1. 計画の推進について	76
2. 進行管理について	78
資料編	81

第1次朝倉市環境基本計画の総括

第1次朝倉市環境基本計画では、めざすべき環境像「“思いっきり しん呼吸”人と自然がひびき合うまち あさくら」の実現に向けて、環境の保全やごみの減量等に関する様々な取り組みを行いました。

基本方針Ⅰ 自然をはぐくむ

～良質で豊かな自然を守り育てるために～

朝倉市の豊かな自然をはぐくむため、3つの環境目標と6つの取り組みの柱、10の指標を設定していました。

平成30(2018)年度に達成率が80%を上回った指標は、10のうち5つでした。

達成できた指標の中で、特に達成率が高かった指標は「森林での植林活動への参加人員」であり、市民が森林を大切にしていることが分かります。

一方、以下の指標に関しては目標達成率が低く、取り組みの見直しを行う必要があります。

【指標】 荒廃農地及び荒廃樹園地面積

関連する取り組みの柱	浄化機能・保水機能の高い森林・農地等の保全・育成
指標の達成率が低くなった 要因と考えられるもの	▶ 少子高齢化等による人手不足 ▶ 度重なる自然災害

【指標】 生き物とのふれあいに関する満足度（市民アンケート）

関連する取り組みの柱	動植物の生息・生育環境の保全
指標の達成率が低くなった 要因と考えられるもの	▶ 有害鳥獣※1による農林業被害の増加 ▶ 外来生物※2の繁殖

【指標】 水や水辺とのふれあいに関する満足度（市民アンケート）

関連する取り組みの柱	水辺とのふれあい空間づくり
指標の達成率が低くなった 要因と考えられるもの	▶ 集中豪雨や水害の発生 ▶ 水草等の繁茂

【指標】 あさくら美花美化バンク※3利用団体数

関連する取り組みの柱	公共空間・民有地の緑化推進
指標の達成率が低くなった 要因と考えられるもの	▶ 少子高齢化等による人手不足 ▶ 行政の周知不足

■基本方針Ⅰに関する環境目標及び取り組みの柱

環境目標	取り組みの柱
水やきれいな空気をつくる緑の工場、森林・農地を守り育てる	ア. 浄化機能・保水機能の高い森林・農地等の保全・育成
多様な生態系と豊かな自然の息吹を感じる風景を守り育てる	ア. 動植物の生息・生育環境の保全 イ. 自然環境に配慮した土地利用
生活空間等身近なみどり、水を守り育てる	ア. 水辺とのふれあい空間づくり イ. 河川・水路等の水循環の保全 ウ. 公共空間・民有地の緑化推進

■基本方針 I に関する指標の目標達成状況

指 標	第1次計画策定時 (H20年度)		中間見直し時 (H25年度)		現状値	達成率	評価
	現状値	目標値	現状値	目標値			
農地面積	5,560ha (H18年度)	5,440ha	5,480ha (H24年度)	5,440ha	4,910ha (H30年度)	90%	A
水源の森を守る活動への参加意識 (市民アンケート)	20.4% (H19年度)	30%	15.1% (H25年度)	25%	—	—	—
森林面積	13,573ha (H19年度)	13,570ha	13,515ha (H24年度)	13,570ha	13,475ha (H30年度)	99%	A
荒廃農地及び荒廃樹園 地面積	127ha (H18年度)	117ha	88ha (H24年度)	70ha	112ha (H30年度)	63%	C
農業の担い手となる認定 農業者経営体	465経営体 (H19年度)	480経営体	425経営体 (H24年度)	465経営体	395経営体 (H30年度)	85%	B
森林での植林活動への 参加人員	200人 (H19年度)	300人	150人 (H25年度)	200人	212人 (H30年度)	106%	A
生き物とのふれあいに関 する満足度 (市民アンケート)	42% (H19年度)	50%	43% (H25年度)	50%	32% (H30年度)	63%	C
水や水辺とのふれあい に関する満足度 (市民アンケート)	50% (H19年度)	60%	54% (H25年度)	60%	45% (H30年度)	75%	C
あさくら美花美化バンク 利用団体数	年間3団体 (H19年度)	年間6団体	年間5団体 (H25年度)	年間6団体	年間3団体 (H30年度)	50%	C
緑とのふれあい、緑の 多さに関する満足度 (市民アンケート)	75% (H19年度)	80%	74% (H25年度)	80%	69% (H30年度)	86%	B

※指標の達成率は、目標に向けて数値を上げる取り組みをする場合は、【現状値÷目標値×100 (%)】で計算を行う。一方、目標値に向けて数値を下げる取り組みをする場合は、【目標値÷現状値×100 (%)】で計算を行う。

※評価は、達成率が90%以上であれば「A」、80%以上90%未満であれば「B」、80%未満は「C」とする。

※市民アンケートに関する指標の現状値は、令和元(2019)年度に実施した市民アンケートの集計結果による。

※【指標】水源の森を守る活動への参加意識(市民アンケート)は、令和元(2019)年度に行った市民アンケートの設問から削除したため、現状値・達成率・評価を「—」とする。

基本方針Ⅱ 暮らしをはぐくむ
～将来の世代も安全で快適に暮らせるために～

快適な暮らしをはぐくむため、4つの環境目標と11の取り組みの柱、16の指標を設定し事業を進めてきました。

平成30（2018）年度に達成率が80%を上回った指標は16のうち11であり、概ね目標を達成しました。

特に、「住宅用太陽光発電設備の設備容量」は目標を大きく上回っており、新エネルギー利用の促進に関する取り組みが浸透していると考えられます。

一方、以下の指標に関しては目標達成率が低く、取り組みの見直しを行う必要があります。

【指標】河川における水質環境基準（BOD※4）未達成地点数

関連する取り組みの柱	水質保全対策の推進
指標の達成率が低くなった 要因と考えられるもの	▶ 生活排水等による水質汚濁

【指標】市民1人1日当たりのごみ排出量

関連する取り組みの柱	4R※5の促進
指標の達成率が低くなった 要因と考えられるもの	▶ 事業系ごみ排出量の増加

■基本方針Ⅱに関する環境目標及び取り組みの柱

環境目標	取り組みの柱
大気、水、土壌、静けさを守り、安心して暮らせるまちをつくる	ア. 大気汚染防止対策・悪臭対策の推進 イ. 騒音・振動防止対策の推進 ウ. 水質保全対策の推進 エ. 化学物質による環境リスクの低減
暮らしに4Rが定着した、循環型社会をつくる	ア. 4Rの促進 イ. 廃棄物の適正処理の推進 ウ. 散乱ごみ・不法投棄防止対策の推進
資源・エネルギーを大切に使い、地域から地球温暖化防止に取り組む	ア. 省エネルギー・省資源の取り組みの推進 イ. 新エネルギー利用の促進
新鮮な水や空気をもとにした安全・安心な食材を提供する	ア. 地産地消の推進 イ. 安全・安心な食材の提供

基本方針Ⅱに関する指標の目標達成状況

指標	第1次計画策定時 (H20年度)		中間見直し時 (H25年度)		現状値	達成率	評価
	現状値	目標値	現状値	目標値			
空気のきれいさに関する満足度 (市民アンケート)	72% (H19年度)	80%	69% (H25年度)	80%	71% (H30年度)	88%	B
道路交通騒音環境基準未達成地点数	3 (H17・18年度)	0	1 (H24年度)	0	1 (H30年度)	—	C
まちの静けさに関する満足度 (市民アンケート)	68% (H19年度)	80%	67% (H25年度)	80%	69% (H30年度)	87%	B
河川における水質環境基準(BOD)未達成地点数	1 (H17・18年度)	0	1 (H24年度)	0	2 (H30年度)	—	C
寺内ダムにおける水質環境基準(COD)	達成 (H17・18年度)	達成維持	達成 (H24年度)	達成維持	達成 (H30年度)	—	A
川・池のきれいさに関する満足度 (市民アンケート)	41% (H19年度)	50%	50% (H25年度)	50%	43% (H30年度)	86%	B
市民1人1日当たりのごみ排出量	805g/人・日 (H18年度)	564g/人・日	810g/人・日 (H22年度)	564g/人・日	847g/人・日 (H30年度)	67%	C
ごみのリサイクル率	25.5% (H18年度)	37%	25.0% (H22年度)	37%	51.1% (H30年度)	138%	A
まちの清潔さに関する満足度 (市民アンケート)	49% (H19年度)	60%	55% (H25年度)	60%	52% (H30年度)	87%	B
環境美化活動への年間参加者数	延べ45,920人 (H19年度)	50,000人	策定時維持 (H24年度)	50,000人	41,200人 (H30年度)	82%	B
一斉清掃・ノーポイ運動・道路愛護・河川清掃等への参加意向 (市民アンケート)	57% (H19年度)	70%	49% (H25年度)	70%	67% (H30年度)	95%	A
二酸化炭素総排出量	— (H16年度)	—	1,197,090 t-CO ₂ /年 (H25年度)	現状維持	1,012,629 t-CO ₂ /年 (H28年度)	—	A
外出の際は、できるだけ公共交通機関を利用する、若しくは自転車・徒歩にする割合 (市民アンケート)	11% (H19年度)	20%	17% (H25年度)	20%	19% (H30年度)	96%	A

※【指標】二酸化炭素総排出量は、第1次計画策定時と中間見直し時並びに現状値(H28年度)で計算方法が異なり比較が困難なため、第1次計画策定時の現状値・目標値を「—」とする。

■基本方針Ⅱに関する指標の目標達成状況（続き）

指 標	第1次計画策定時 (H20年度)		中間見直し時 (H25年度)		現状値	達成率	評価
	現状値	目標値	現状値	目標値			
住宅用太陽光発電設備 の設置件数、設備容量	417件	1,000件	1,333件	2,500件	2,314件	93%	A
	1,653kW (H17年度)	4,000kW	6,029kW (H24年度)	10,000kW	21,915kW (H30年度)	219%	
太陽光や太陽熱などの 自然エネルギーを利用 する設備を積極的に導 入する割合 (市民アンケート)	15% (H19年度)	20%	27% (H25年度)	35%	25% (H30年度)	71%	C
エコファーマー認定件数	166件 (H19年度)	200件	140件 (H24年度)	200件	7件 (H30年度)	4%	C

基本方針Ⅲ 人をはぐくむ

～一人ひとりの意識を行動に変え、より大きな取り組みにつなげるために～

環境保全に取り組む人をはぐくむため、3つの環境目標と8つの取り組みの柱、10の指標を設定し事業を進めてきました。平成30（2018）年度に達成率が80%を上回った指標は10のうち4つでした。達成できた指標の中で、「広報による環境情報の年間掲載回数」は特に高く、行政が積極的に環境情報を発信していることが分かります。

一方、以下の指標に関しては目標達成率が低く、取り組みの見直しを行う必要があります。

【指標】祭り、市の伝統行事などふるさとの行事に関する満足度（市民アンケート）

関連する取り組みの柱	歴史的・文化的資源、伝統文化の保存と継承
指標の達成率が低くなった 要因と考えられるもの	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市内の歴史や文化に関する教育・広報が不十分 ▶ 少子高齢化等による人手や後継者不足

【指標】甘木歴史資料館への年間入館者数

関連する取り組みの柱	環境教育・学習を進めるためのしくみづくり
指標の達成率が低くなった 要因と考えられるもの	▶ 朝倉市の歴史的・文化的資源のPRが不十分

【指標】こどもエコクラブ登録数

関連する取り組みの柱	環境保全活動の充実
指標の達成率が低くなった 要因と考えられるもの	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自然体験機会の減少 ▶ 環境保全活動の指導者不足

■基本方針Ⅲに関する環境目標及び取り組みの柱

環境目標	取り組みの柱
朝倉の歴史・文化を伝える	<ul style="list-style-type: none"> ア. 歴史的・文化的資源、伝統文化の保存と継承 イ. 観光と結びつけた情報発信
環境教育・学習を進める	<ul style="list-style-type: none"> ア. 環境教育・学習を進めるためのしくみづくり イ. 環境教育・学習拠点の整備 ウ. 環境教育・学習の推進
環境保全活動をひろげる	<ul style="list-style-type: none"> ア. 環境情報の整備と積極的な環境情報発信 イ. 環境保全活動の充実 ウ. 環境保全活動のネットワーク化

■基本方針Ⅲに関する指標の目標達成状況

指 標	第1次計画策定時 (H20年度)		中間見直し時 (H25年度)		現状値	達成率	評価
	現状値	目標値	現状値	目標値			
歴史的霧囲気に関する満足度 (市民アンケート)	32% (H19年度)	40%	39% (H25年度)	45%	32% (H30年度)	72%	C
祭り、市の伝統行事などふるさとの行事に関する満足度 (市民アンケート)	52% (H19年度)	60%	57% (H25年度)	65%	40% (H30年度)	62%	C
甘木歴史資料館への年間入館者数	約1万人 (H19年度)	約1.5万人	約8,500人 (H24年度)	約1.5万人	7,540人 (H30年度)	50%	C
平塚川添遺跡公園への年間入場者数	約2.5万人 (H19年度)	約3万人	約16,400人 (H24年度)	約3万人	16,494人 (H30年度)	55%	C
環境出前講座の年間開催数	3回 (H19年度)	10回	3回 (H24年度)	6回	5回 (H30年度)	83%	B
たかき清流館の受け入れ団体数	68団体 (H20年度)	80団体	36団体 (H24年度)	80団体	7団体 (H30年度)	9%	C
広報による環境情報の年間掲載回数	12回 (H19年度)	12回	策定時維持 (H25年度)	12回	12回 (H30年度)	100%	A
エコアクション21導入事業所数	2事業所 (H20年度)	10事業所	4事業所 (H25年度)	5事業所	4事業所 (H30年度)	80%	B
子どもエコクラブ登録数	2団体 (H19年度)	4団体	1団体 (H24年度)	2団体	0団体 (H30年度)	—	C
市内の環境保全活動団体数(市把握分のみ)	38団体 (H20年度)	50団体	43団体 (H25年度)	50団体	45団体 (H30年度)	90%	A

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の対象範囲
5. 計画の構成
6. 各主体の役割



■ファームステーションバサロのひまわり(市の花)

1. 計画策定の背景と目的

国は、多様化・複雑化する環境問題に対し、平成5（1993）年11月に「環境基本法※6」を制定し、平成6（1994）年12月に環境基本法第15条に基づく環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、「環境基本計画」を策定しました。この環境基本計画は5年ごとに見直しが行われており、令和6（2024）年5月に「第六次環境基本計画」が策定されました。

また、地球温暖化対策計画では令和3（2021）年4月に、令和12（2030）年度において、温室効果ガス46%削減（平成25（2013）年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

「気候変動適応法※7」では熱中症による死亡者数が増加傾向にあるため、令和6（2024）年から、熱中症警戒情報を法的に位置づけ、熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）※8を創設しました。また、市町村長による指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）※9の開放措置など、熱中症予防を強化するための仕組みを創設する等の措置が講じられています。

朝倉市では、平成21（2009）年3月に「朝倉市環境基本計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、環境保全、創造に関する施策を総合的かつ計画的に取り組んできました。その一環として、市民・民間団体・事業者・行政のメンバーからなる「環境アクション協議会」を組織し、環境基本計画の実現に向けて活動（企画・実践）しています。

しかしながら、人口減少や高齢化等によって本市を取り巻く社会状況は変化しているとともに、記録的な猛暑や集中豪雨をはじめとする異常気象が頻発する等、気候変動の影響も大きく受けるようになりました。

特に、平成29（2017）年7月九州北部豪雨は、本市に甚大な被害をもたらし、改めて自然災害の脅威を再認識しました。また、森林や農地を保全・育成することの重要性や地球温暖化防止対策（低炭素社会の構築）の必要性を突きつけられました。

これらを背景に、令和4（2022）年1月に令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ※10」の実現に向けて取り組むことを宣言しています。

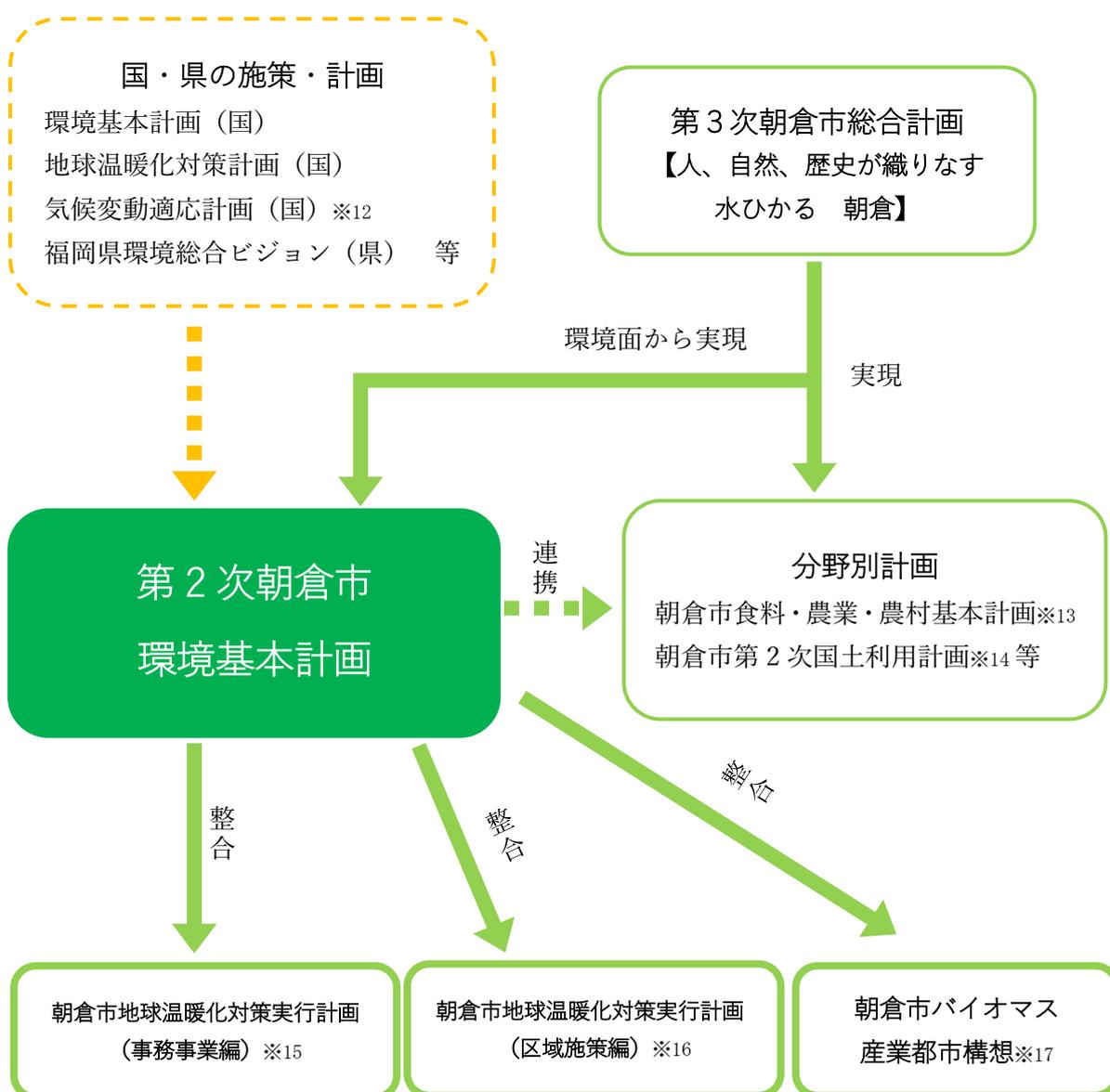
このことを踏まえ、近年の朝倉市を取り巻く情勢や地域特性に応じた取り組み、そして著しく変化を見せる地球環境への対策をこれまで以上に総合的かつ計画的に進めるため、令和2（2020）年3月に策定した「**第2次朝倉市環境基本計画**」（以下「**本計画**」という。）の見直しを行いました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、朝倉市の環境に関する関連計画の最上位に位置づけられます。

また、本計画は「第3次朝倉市総合計画※11」で掲げられた朝倉市の将来都市像「人、自然、歴史が織りなす 水ひかる 朝倉」を環境面から実現させようとするものです。

なお、計画の策定に当たっては、国・県の法律・条例及び関連計画並びに市が策定している他のビジョン及び計画等と整合性を図っています。

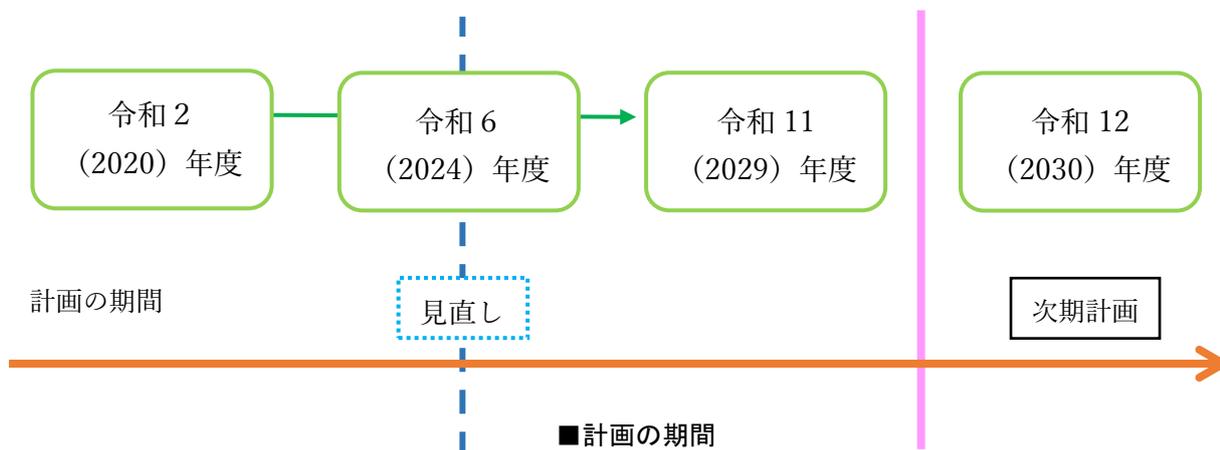


■計画の位置づけ

3. 計画の期間

本計画の目標年度は令和11（2029）年度、計画期間は令和2（2020）年度～令和11（2029）年度までの10年間とします。

なお、計画策定の5年後に当たる令和6（2024）年度には、朝倉市を取り巻く環境や社会状況の変化、科学技術の進展等を踏まえ、計画の見直しを行いました。



4. 計画の対象範囲

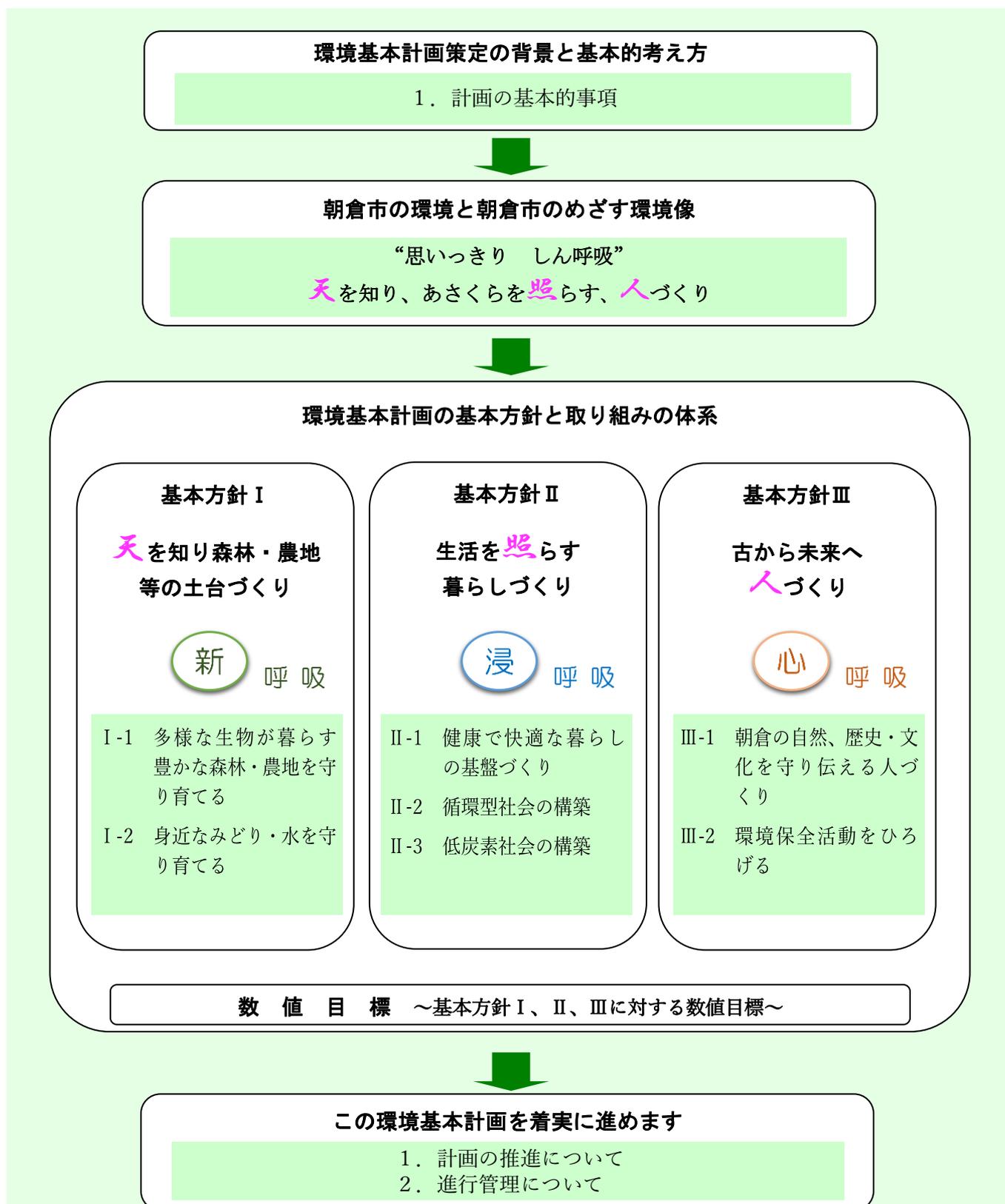
本計画の対象とする環境分野は地球環境、自然環境、生活環境とします。

なお、これらの環境の保全を進めるための人づくりに関わる「環境教育・環境学習」についても、本計画において扱うこととします。

<p>地球環境 【地球温暖化・再生可能エネルギー等】</p>		<p>環境教育・環境学習</p> 
<p>自然環境 【動植物・生態系等】</p>		
<p>生活環境 【水・大気・公園・騒音・廃棄物・史跡、文化財等】</p>		

5. 計画の構成

本計画の構成は次のとおりです。



6. 各主体の役割

めざす環境像「“思いっきり しん呼吸” 天を知り、あさくらを照らす、人づくり」を実現するため、市民・民間団体・事業者・行政が互いに補完・協働し、その立場における役割を担う必要があります。そこで、本計画における市民・民間団体・事業者・行政のそれぞれの役割を次のように定めます。

市民の役割

☆市民は、地域の良好な環境づくりに対して主体的役割を担います。そのため、日常生活や活動を通じ、省資源や省エネルギー、再生可能エネルギーの導入、地域の清掃や家庭及び地域の緑化等に自発的、積極的に取り組むとともに、環境に配慮した地域づくりに参加します。

民間団体の役割

☆民間団体は、専門的な能力を活かして積極的に情報を発信し、多くの市民や事業者と連携・協力して、組織的な環境づくりの運動を広め、運動を通じた環境意識の向上に努めます。また、行政に対しては環境づくりの意見や具体的なアイデアの提供、環境施策の評価等も行います。

事業者の役割

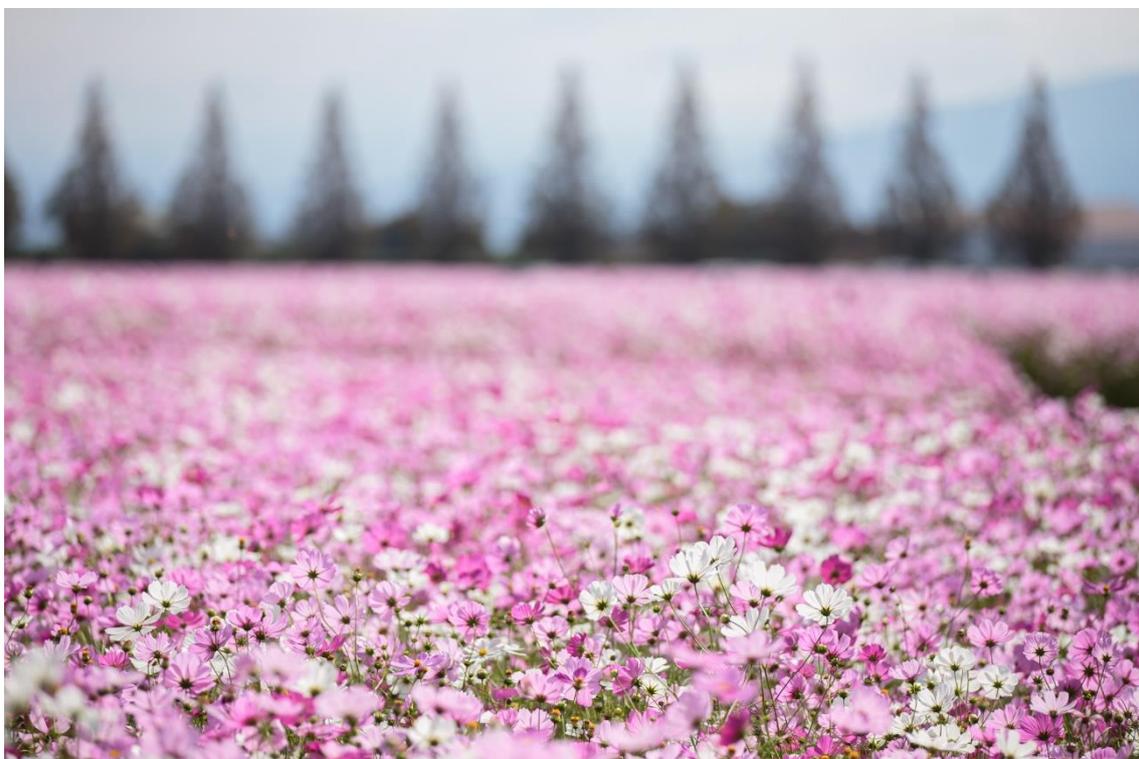
☆事業者は、事業活動が地域の環境に与える影響が大きいことを十分認識し、省資源や省エネルギー、再生可能エネルギーを導入する等の環境に配慮した取り組みを積極的に進めます。また、地域に開かれた企業として、積極的に情報を公開し、良好な環境の形成に努めます。

行政の役割

☆行政は、地域の良好な環境づくりを進める指導的な役割を担います。したがって、自ら率先して事務・事業における環境配慮に取り組むとともに、構想、計画、実施のそれぞれの段階において、地域の環境特性を考慮する等、事前の調整を行い、良好な環境の形成に努めます。また、市民や事業者の行う良好な環境づくりの適切な支援や指導に努めます。

第2章 朝倉市の環境とめざす環境像

1. 朝倉市の概況
2. 朝倉市の誇るべき環境
3. 朝倉市のめざす環境像



■コスモス(市の花)

1. 朝倉市の概況

(1) 自然条件

ア. 位置・地勢

☆ポイント☆

- 朝倉市は、福岡県のほぼ中央部に位置し、交通の利便性が高いと言えます。
- 総面積は 246.71km² です。

朝倉市は、福岡県のほぼ中央部、福岡市の南東約30km、久留米市の北東約20kmに位置し、東は朝倉郡東峰村及び大分県日田市に、西は朝倉郡筑前町及び三井郡大刀洗町に、南は久留米市及びうきは市に、北は嘉麻市に接しています。市域内には3つのインターチェンジがあるほか、九州自動車道と長崎自動車道、大分自動車道を接続する鳥栖ジャンクションに近接しており、九州の物流の中心にも容易にアクセスできる位置にあります。福岡市を中心とする福岡都市圏への近接性から、通勤通学先や都市圏住民の観光による来訪等、多様な人の往来・交流が行われています。

朝倉市は東西 22.9km、南北 17.4km の広がりを持ち、総面積 (246.71km²) は、福岡県全体の約 5 % に相当します。



■朝倉市の位置

イ. 地形・水系

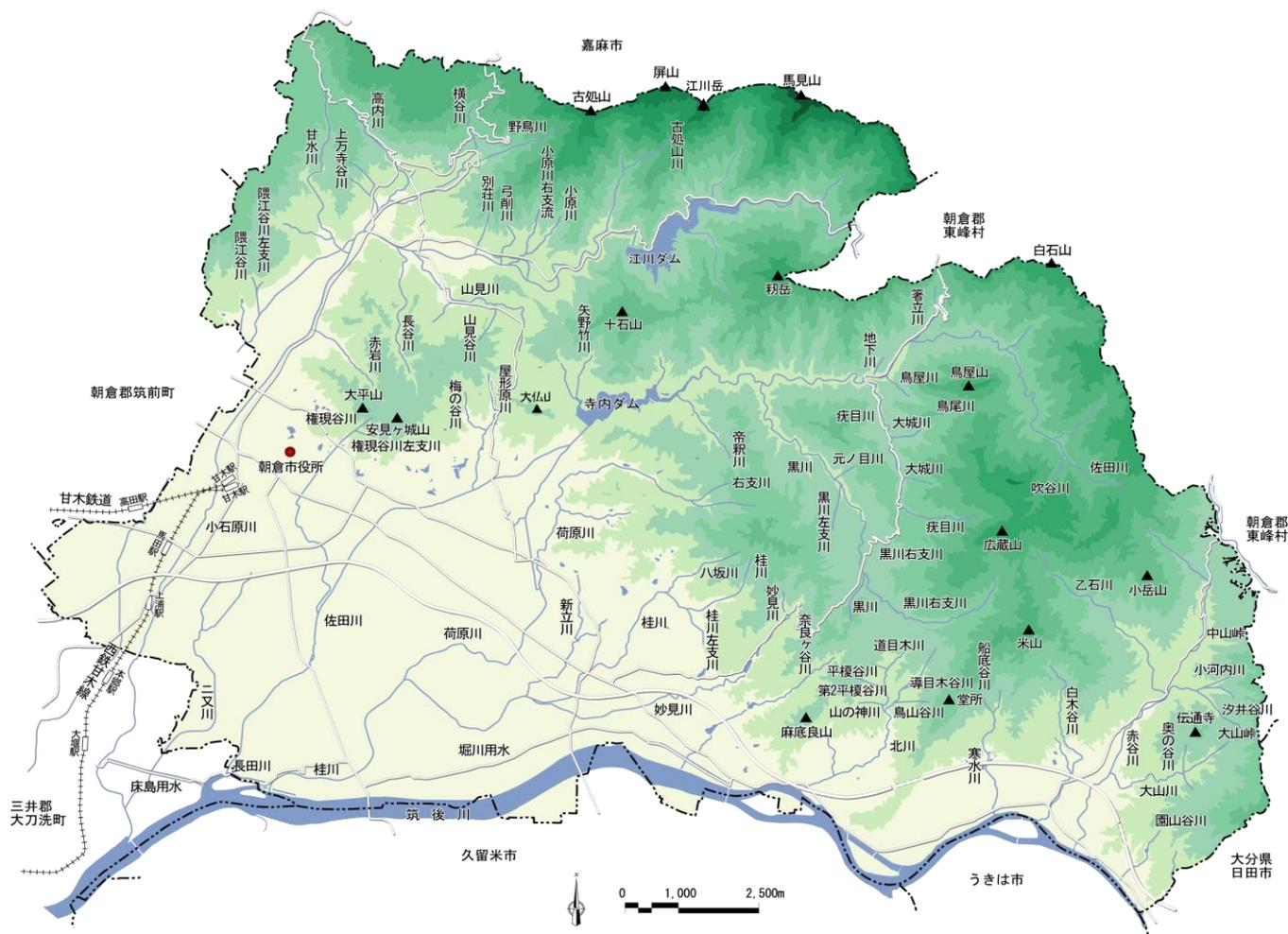
☆ポイント☆

- 市の面積の54.9%を森林が占めています。
- 筑後川を中心に、肥沃かつ平坦な農地が広がっています。

市内を西から南東へと貫く国道386号から南側は平野、北側は古処山や馬見山をはじめとする800~1,000m級の山々が連なっています。朝倉市は、これらの山々を含む森林が54.9%を占めており、みどり豊かな都市という特徴があります。

また、この山地の中に福岡市等の周辺地区への水資源供給の役割を担う江川ダム・寺内ダム、小石原川ダムの3つがあります。

市域南部には市境にほぼ沿うように一級河川の筑後川が流れ、小石原川、佐田川、桂川を中心とした扇状地を形成しており、肥沃かつ平坦な農地が広がっています。



■地形・水系図

(2) 社会条件

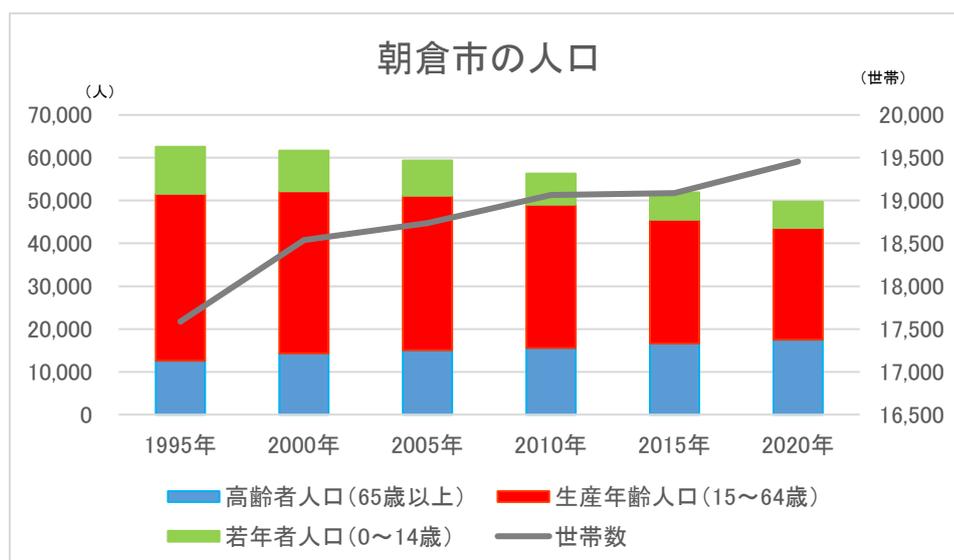
ア. 人口

☆ポイント☆

- 人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加傾向にあります。
- 高齢者人口の割合が増えており、少子高齢化が深刻化しています。

令和2（2020）年の国勢調査によると朝倉市の人口は50,273人でした。平成27（2015）年と比較して減少しており、若年人口と生産年齢人口が減っている状況です。平成7（1995）年から比べると人口が2割減っています。また、人口に反比例して世帯数は増加しており、核家族化の傾向が顕著になっています。

年齢別3階層人口は、令和2（2020）年で高齢者人口（65歳以上）が17,523人（34.8%）、若年者人口（15歳未満）が6,071人（12.0%）と少子高齢化が顕著になっています。また、全国の高齢化率は28.6%であり、朝倉市は全国に比べて高いことが分かります。



資料：国勢調査

色	区分	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
■	高齢者人口（65歳以上）	12,566	14,302	15,048	15,560	16,607	17,523
■	生産年齢人口（15～64歳）	39,051	37,879	36,066	33,467	28,952	26,115
■	若年者人口（0～14歳）	10,973	9,501	8,223	7,255	6,307	6,071
	総人口	62,593	61,707	59,385	56,355	52,444	50,273
—	世帯数	17,587	18,540	18,737	19,064	19,088	19,456

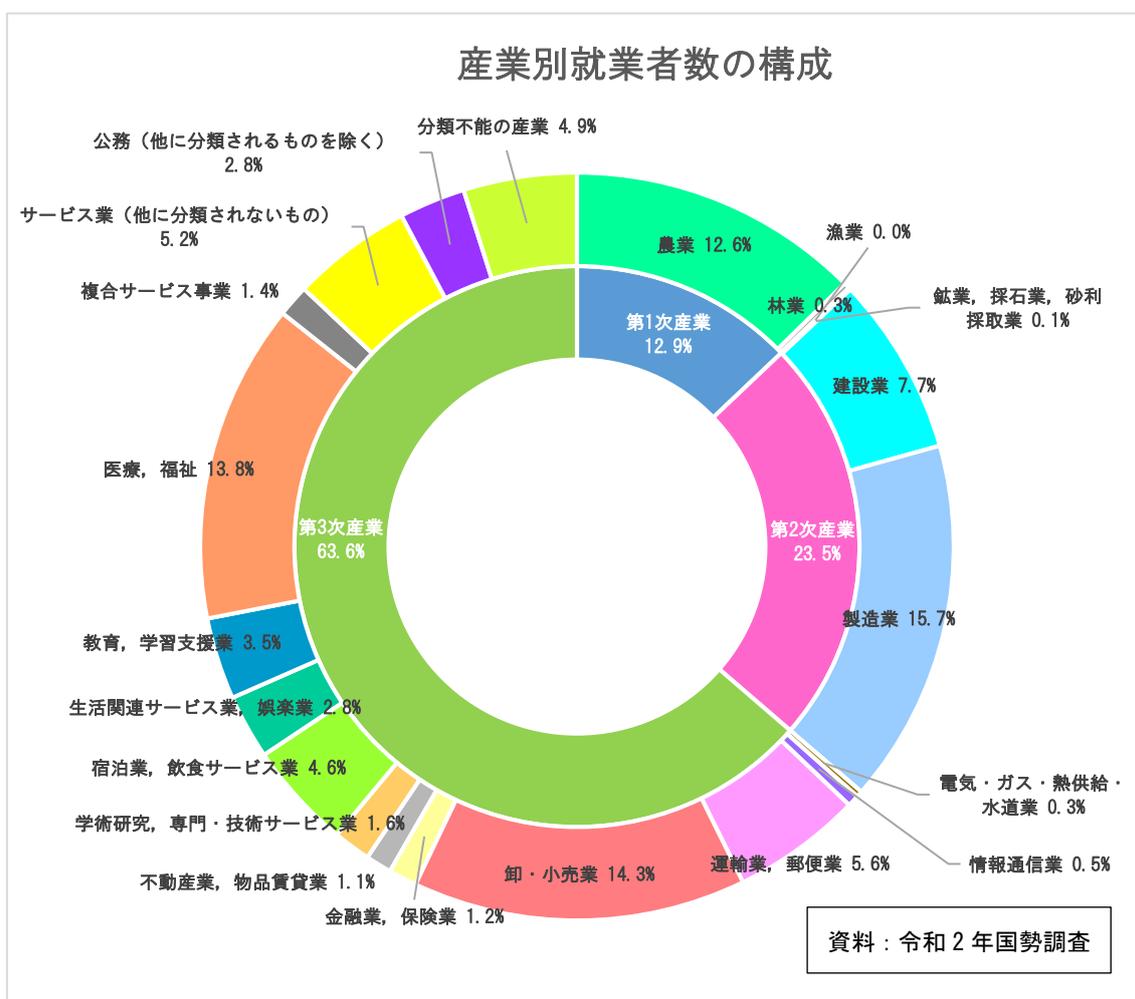
■人口・世帯数の推移

イ. 産業

☆ポイント☆

- 第3次産業の就業者割合が年々増加している一方、第1次産業の就業者割合は年々減少しています。
- 近年、医療・福祉業の就業者数の割合が増加しています。

令和2(2020)年の産業別就業者数の内訳は、第一次産業が12.9%、第二次産業が23.5%、第三次産業が63.6%でした。業種別にみると、就業者割合が多いのは製造業の15.7%で次に卸・小売業の14.3%でした。また、医療・福祉業が増加しており、平成27年の国勢調査より1.4%増えました。高齢化率が進んでいることが、医療・福祉業が増加している要因だと考えられます。



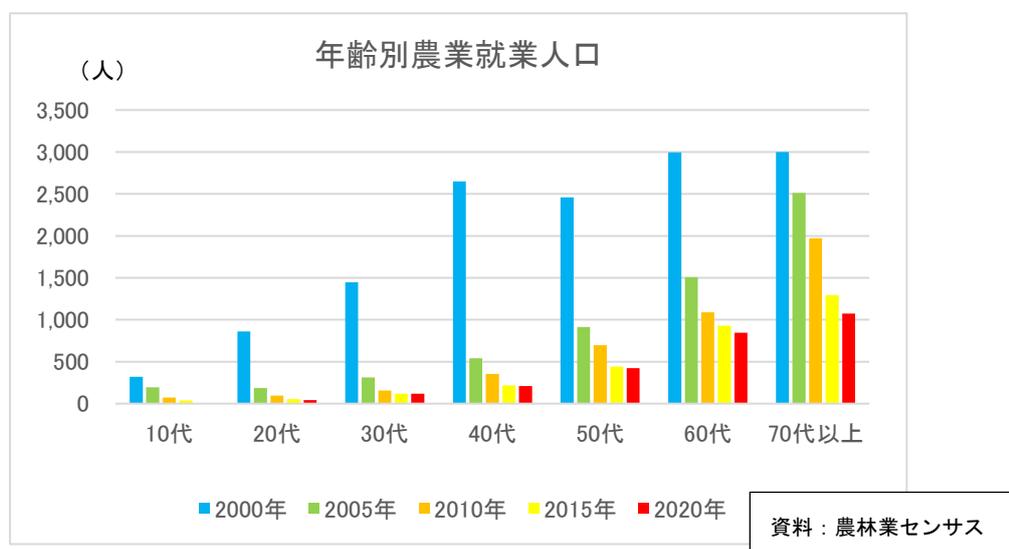
ウ. 農業

☆ポイント☆

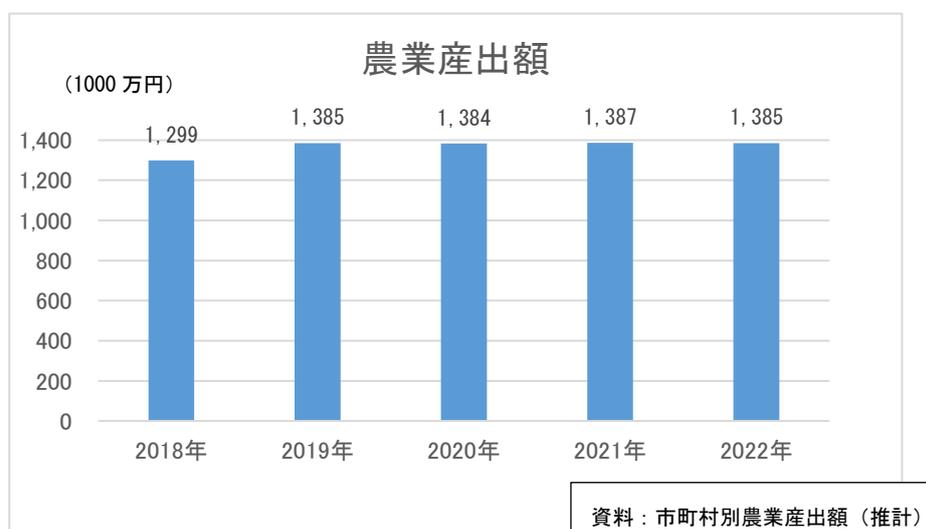
- 朝倉市は、福岡県内でも有数の農業が盛んな地域です。
- 農業産出額は横ばいの状態です。

令和 2 (2020) 年の農林業センサスによると令和 2 (2020) 年の農業従業人口は 2,714 人でした。農業の就業状況を平成 12 (2000) 年から令和 2 (2020) 年を比較すると、平成 12 (2000) 年が 13,734 人であったため 2 割程度に減っています。

また、20 代から 50 代の就業状況が著しく減少しており、少子高齢化と人口減少に伴い今後も農業就業人口が減少していくことが考えられます。



朝倉市の農業産出額は市町村別農業産出額によると、令和 4 (2022) 年で 138 億 5 千万円でした。福岡県内では、第 4 位となっています。産出額の内訳として、野菜が最も多く次いで果実が多い状況となりました。

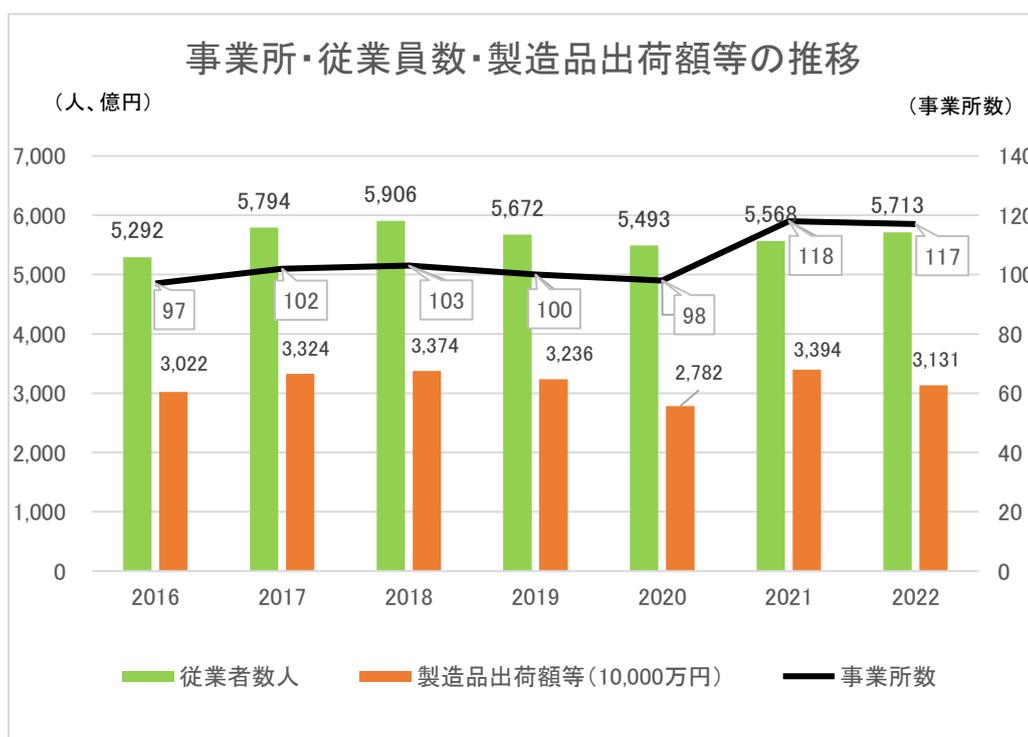


エ. 工業

☆ポイント☆

- 事業所数は増加傾向にあります。
- 製造品出荷額等は、平成 28 (2016) 年～令和 4 (2022) 年にかけて平均で 3,000 億円を超えています。

工業については、事業所数は令和 3 (2021) 年以降増加しています。また、令和 2 (2020) 年は、新型コロナウイルス感染症が 1 月より日本国内で確認されたため、事業所数、従業員数、製造品出荷額等のすべてが減少しています。令和 3 (2021) 年以降、製造品出荷額等については平年並みとなっており、3,000 億円を超えています。



資料:工業統計調査

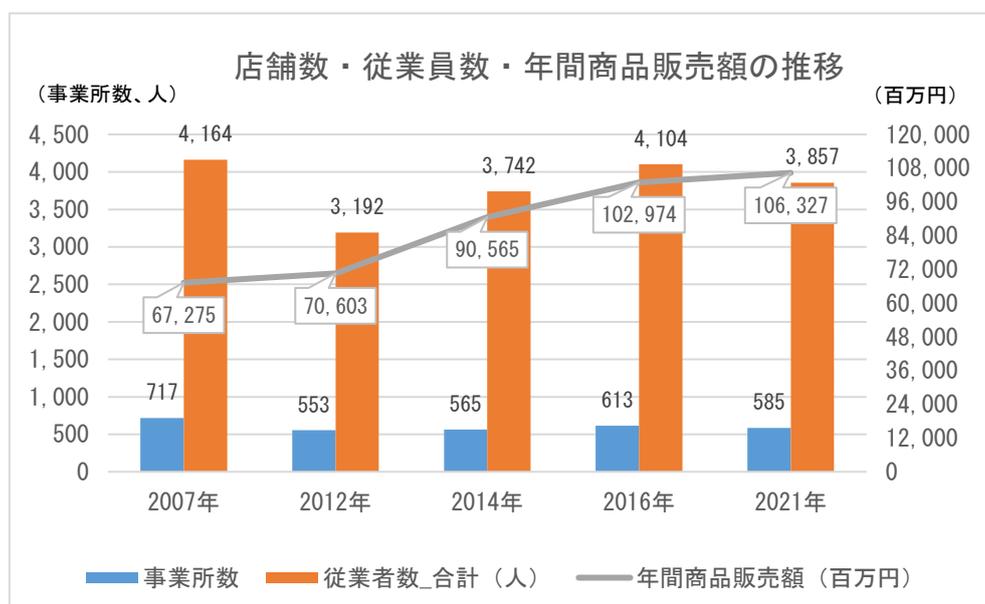
オ. 商業

☆ポイント☆

- 店舗数は平成 19 (2007) 年～平成 24 (2012) 年にかけて大幅に減少しました。
- 平成 24 (2012) 年以降、従業者数・年間商品販売額は増加傾向にあります。

商業統計調査によると、朝倉市での店舗数は平成 19 (2007) 年の 717 事業所より減少しています。従業員数は、平成 24 (2012) 年以降増加傾向にありますが鈍化しています。

店舗数に対して、従業員数と年間商品販売額は増加傾向にあり、令和 3 (2021) 年には年間商品販売額は 1,063 億円、従業員数は 3,857 人でした。



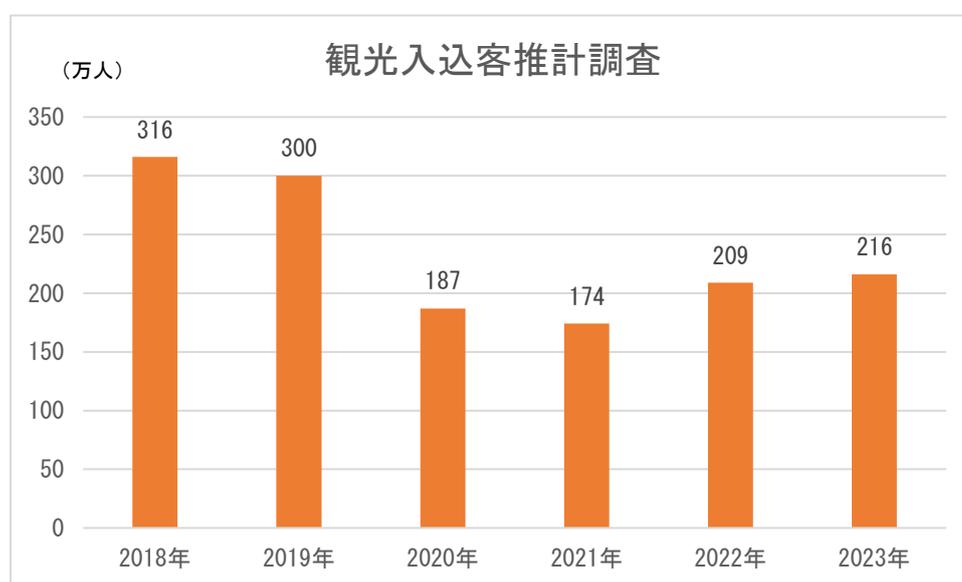
資料: 商業統計調査

カ. 観光

☆ポイント☆

- 観光客数は新型コロナウイルス感染症の流行により減少しましたが、その後、回復傾向にあります。

観光入込推計調査によると、令和3（2021）年に観光客は174万人となっており最も減少しています。新型コロナウイルス感染症の流行が要因であると考えられます。また、令和5（2023）年に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことで、観光客数が徐々に回復しています。



資料：観光入込客推計調査

※観光入込客数：日常生活環境以外の場所へ旅行し、そこでの滞在が報酬を得ることを目的としない者。観光地点及び行祭事・イベントを訪れた者。

キ. 二酸化炭素排出量

☆ポイント☆

- 令和元（2019）年度に朝倉市から排出された二酸化炭素は444.2千t-CO₂でした。
- 二酸化炭素排出量のうち、約43%が産業部門から排出されています。

朝倉市で排出される二酸化炭素排出量は、平成26（2014）年度をピークに減少に転じています。平成25（2013）年度と令和元（2019）年度の排出量を比較するとすべての部門で二酸化炭素排出量は減少しています。令和元（2019）年度は平成25（2013）年度比で約29%減少しています。

令和元（2019）年度の部門別二酸化炭素排出量割合では、産業部門（43%）がもっとも多く、次いで運輸部門（26%）が占めています。

(千t-CO₂)

年度		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2013年度・ 2019年度増減率	
		(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)		
産業 部門	製造業	232	295	205	191	185	178	161	-31%	
	建設・鉱業	5	5	5	3	3	3	3	-47%	
	農林水産業	39	38	38	30	30	27	27	-31%	
	小計	276	338	247	225	218	208	190	-31%	
業務その他部門		152	150	132	119	107	83	87	-43%	
家庭部門		66	57	50	50	46	31	31	-53%	
運輸 部門	自動車	旅客	54	53	54	55	55	55	53	-2%
		貨物	60	61	61	60	60	61	62	2%
	鉄道	1	1	1	1	1	1	1	-48%	
	小計	116	115	116	116	116	117	115	0%	
廃棄物部門		16	16	16	16	18	18	20	25%	
二酸化炭素排出量		625	677	562	525	505	457	443	-29%	
メタン (CH ₄)	廃棄物分野	1	1	1	1	1	1	1	-15%	
	農業分野	0	0	0	0	0	0	0	-	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	廃棄物分野	1	1	1	1	1	1	1	-6%	
	農業分野	0	0	0	0	0	0	0	-	
温室効果ガス排出量		626.5	678.7	563.7	526.7	506.7	457.8	444.2	-29%	

産業部門：第1次産業（農林水産業）、第2次産業（建設業・鉱業、製造業）の事業活動に伴うエネルギー消費を対象とする。

業務その他部門：業務その他の事業活動に伴うエネルギー消費を対象とする。

家庭部門：家庭におけるエネルギー消費を対象とする。

運輸部門：人や物の輸送に伴うエネルギー消費を対象とする。

廃棄物分野：一般廃棄物中の廃プラスチック及び合成繊維の焼却に伴い発生する二酸化炭素を対象とする。

【コラム】SDGs（エスディーゼーズ）について

朝倉市がより住みやすい、より住みたいというまちになるためには、環境・社会・経済の全てが充実したまちになっていく必要があります。しかし、近年の朝倉市の実情として、度重なる自然災害や少子高齢化、人口減少等の多くの課題に直面しています。

これらの課題を解決していくためには、環境・社会・経済における取り組みを互いに連携させながら、持続可能な社会の実現に向けて、明確な目標（ゴール）を設定することが重要です。

そして、その達成すべき目標として、国や多くの地方公共団体、企業等で用いられているのが、「持続可能な開発目標（SDGs）」です。SDGsは、平成27（2015）年に「国連持続可能な開発サミット」で採択された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標で、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

17のゴールの中には、環境基本計画の指標とは直接関係のないゴールもありますが、朝倉市の持続可能な発展に向けて、総合的な課題解決の視点をもって目標達成に向けた施策の展開をめざします。



■SDGsの17のゴール

【資料：国際連合広報センター】

2. 朝倉市の誇るべき環境



秋月城址（黒門）



大平山からの眺望



甘木公園



平塚川添遺跡公園



黄金川

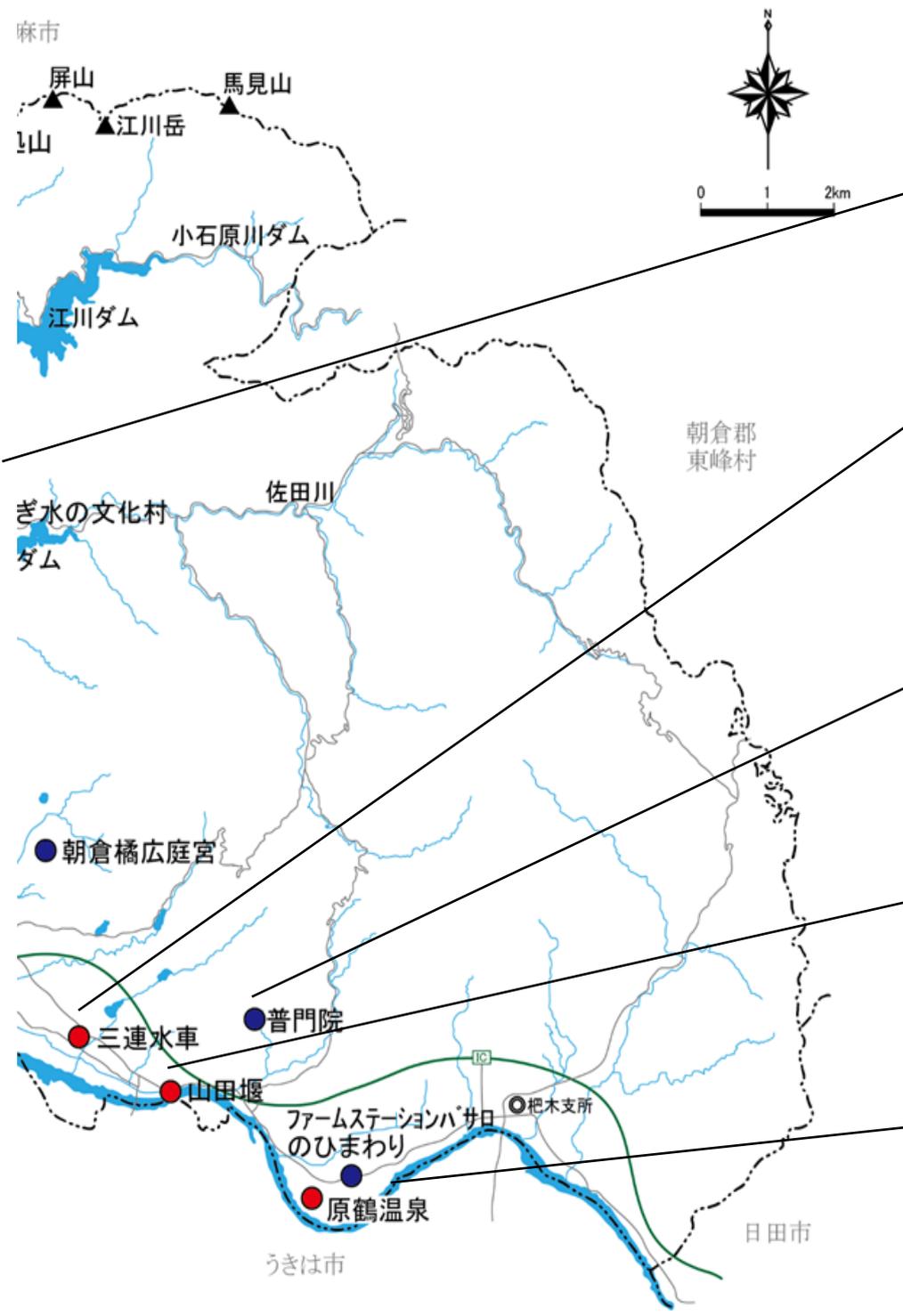


古処山のツゲ原始林



※この地図は、令和6（2024）年に行った市民アンケートで、朝倉市の誇れる景観・みどり・水辺等とその場所を選んだ理由を記入していただいたものを全体集計した結果等をもとに整理しました。

- 市民アンケートで誇れる環境として意見の多かった場所
- 朝倉市を象徴する場所



あまぎ水の文化村



三連水車



普門院



山田堰



原鶴の鵜飼い

3. 朝倉市のめざす環境像

“思いっきり しん呼吸”
天を知り、あさくらを照らす、人づくり

朝倉市には、誇るべき多数の宝があり、市の特徴を踏まえた環境基本計画を策定してきました。

第1次朝倉市環境基本計画の見直しや第2次朝倉市環境基本計画の策定を行う際に、空気をテーマとして朝倉市の環境像をつくり上げました。

私たちは、「思いっきりしん呼吸」できる環境を考え、新鮮な空気や水をつくり出す森林や農地を大切にしてきました。そして、暮らしに浸透した新鮮な空気や水を守り活かしながら、快適な暮らしを育んできました。また、そのために、これまで先人たちが朝倉の自然を活かし築いた歴史や文化を継承し、自然の恵みを大切にする心を育て、環境基本計画の目標の達成に向けた取り組みを進めています。

今回、第2次朝倉市環境基本計画の見直しを行うにあたり、環境に関する課題を再確認しました。環境の現状を見てみると、依然として二酸化炭素の排出による温暖化は地球規模的な課題であり、気候変動による大規模な災害が世界中の至る所で発生しています。このことから、前回テーマにした空気は、今回も引き続き重要なテーマとなっています。

朝倉市においては、九州北部豪雨以降、地形や森林の状況が著しく変化しており、水害や土砂崩れ等の自然災害が私たちの暮らしを脅かしています。私たちは、想定外のスケールで起きる異常気象の中、もっと天（空気・自然）の状況を知り、安全な暮らしを維持するために環境を見直し、森林や農地等の土台づくりをしなければなりません。

一方、朝倉市は、森林や農地によって都市部よりも二酸化炭素吸収量が多く、朝倉市の価値として誇れるものです。今後、森林や農地を適切に維持・管理していくことで、さらに二酸化炭素吸収量を増やすことが可能であり、森林や農地の、ひいては朝倉市の価値を高めることにつながります。

次に、海洋におけるマイクロプラスチックの問題（川や海に住む生き物がエサと間違えてマイクロプラスチックを食べ、体内に取り込んでしまう問題）がクローズアップされてきました。そこで、企業もプラスチック製品の製造・使用から脱却し、自然にやさしい製品の開発をはじめています。

朝倉市は海に接していませんが、この現状を踏まえ、プラスチック製品の使用や処理について見直していく必要があります。具体的には、プラスチック製品の使用量の削減や分別収集の適正化、不法投棄の防止等です。私たちは、地球規模的には海洋等の状況、

身近な場所では、森林や農地、河川や地下水、生活エリアの状況がもっと見える環境づくりを行い、朝倉市が**照**らされる快適な暮らしづくりをすることが大切です。

自然では、古処山の石灰岩・特別天然記念物※18 ツゲ・ニシキキンカメムシ※19、湧水で育つスイゼンジノリ※20・オキチモズク※21等、歴史・文化では、邪馬台国や卑弥呼への想いを巡らす平塚川添遺跡、中世秋月氏・近世黒田氏の秋月藩の史跡等、先人たちが朝倉市の地勢を活かし築いた歴史・文化は、全国的に誇れるものがあります。

また、朝倉市では、地域の共同体による分別収集等の環境保全活動を通じて、学習や行動ができていました。今後、心の通い合いによって**人**づくりを行い、朝倉市の環境を**進**歩させ、**真**摯に目標を達成し、この地域活動を未来の子孫へ残していくことを考えていきます。

“思いっきり しん呼吸” 人と自然がひびき合うまち あさくら

呼吸 それは、生きていくために大切な営み・・・
私たちは、思いっきり深呼吸ができる環境を育てていきます。

新呼吸 「新」は、新しく生み出すこと、新鮮さを表します。新鮮な空気や水が、みどりによって生み出され、浄化し、満々と蓄えられ、循環します。

浸呼吸 「浸」は、水が浸ったり、しみこんだりしていることを表します。自然で生み出された空気や水が、暮らしの中で大切にされ、体や物に行き渡っています。

心呼吸 「心」は、気持ちや意志であり、心の通い合いがあることを表します。自然の恵みを大切にする人々の努力と、人と人とのコミュニケーションが息づきます。

朝倉市は、 自然からの素晴らしい贈り物を大切にし、
「あさくら」らしい環境のスタイルを考えていきます。

地球の中の**朝倉市は、** **新鮮**な空気や水 暮らしに**浸透**する恵み
通い合う**心** で呼吸します。

■第1次朝倉市環境基本計画でめざした環境像

第3章 環境像の実現に向けた環境施策

基本方針Ⅰ「**天**を知り森林・農地等の土台づくり」

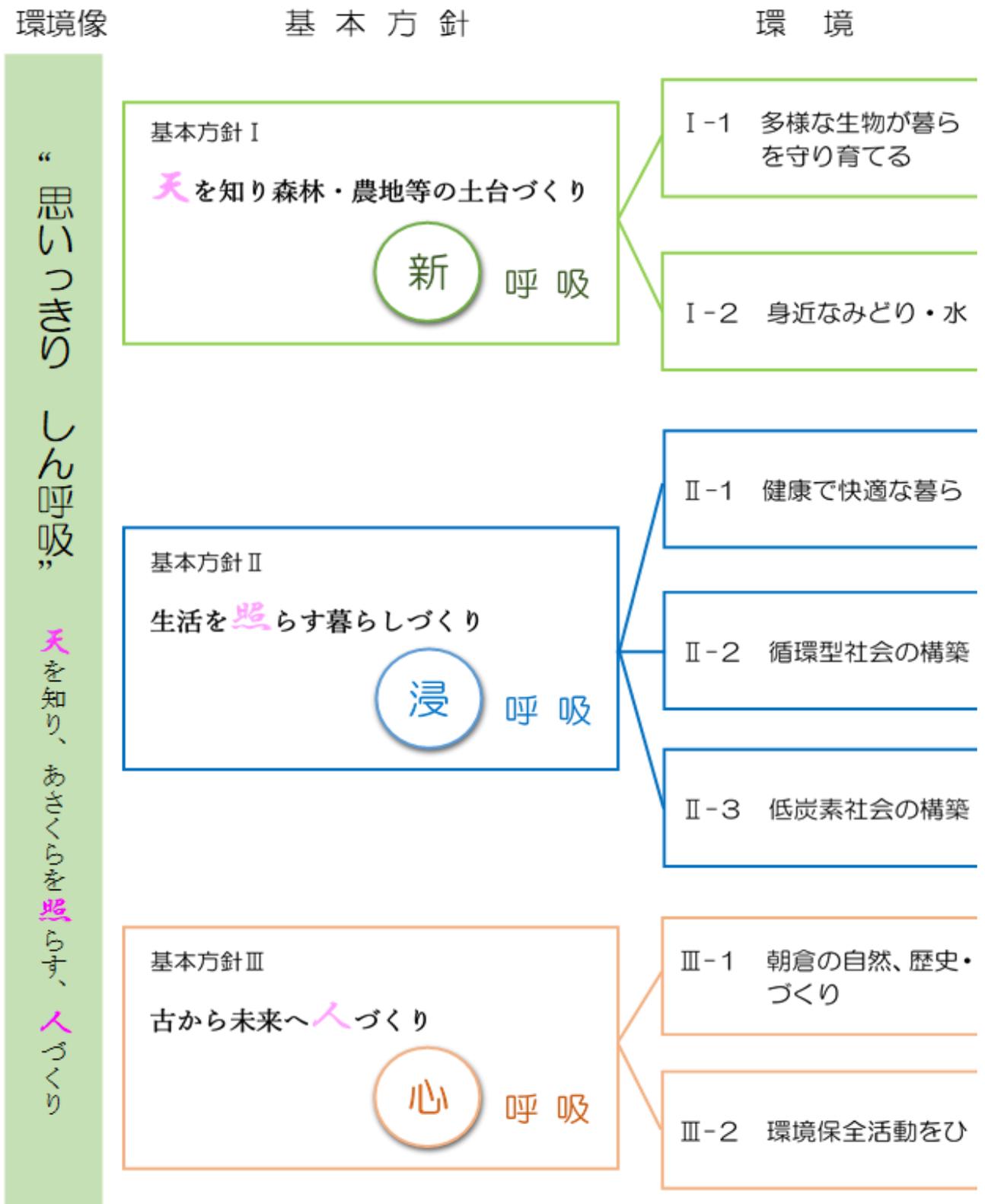
基本方針Ⅱ「生活を**照**らす暮らしづくり」

基本方針Ⅲ「古から未来へ**人**づくり」



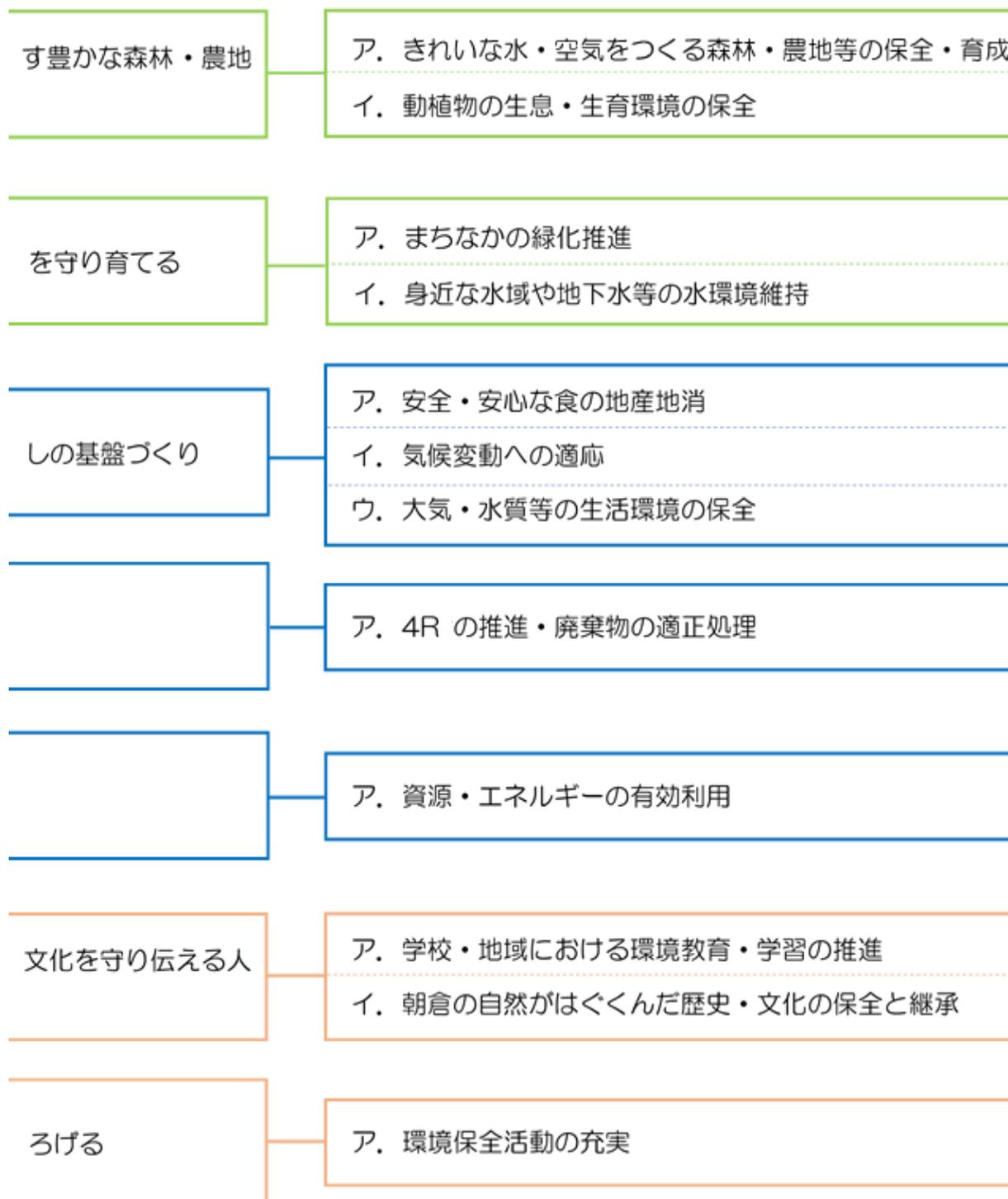
■甘木公園のサクラ(市の花)

《取り組みの体系》



目 標

取 り 組 み の 柱



基本方針Ⅰ「天を知り森林・農地等の土台づくり」

環境目標Ⅰ-1 多様な生物が暮らす豊かな森林・農地を守り育てる

ア. きれいな水・空気をつくる森林・農地等の保全・育成

【テーマ：森林・農地の管理による土台づくり】

◆朝倉市の現状

- 朝倉市の土地利用割合は、森林が約 55%、耕地が約 20%、宅地が約 7%となっています。朝倉市は森林や農地の占める割合が高いことから、都市圏に比べて二酸化炭素の吸収量が多く、また、水源かん養※22、生物多様性※23 の確保等の役割が期待されています。
- 森林のほとんどがスギ・ヒノキ等の人工林ですが、照葉樹林を中心とした雑木林の自然林もあります。
- 山麓地には、梨や柿等を中心とする果樹園が広がっています。また、平野部では水田が多く、米・麦・大豆が大規模に作付けられており、福岡県内でも有数の農業地帯となっています。
- 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」を策定し、農業の多面的機能の維持・発揮を図るために市が行う事業の方向性を示すとともに、「朝倉市水田収益力強化ビジョン」を策定し、水田活用の取り組みを示しています。
- 九州北部豪雨は、森林の表層崩壊※24 及び深層崩壊※25 を引き起こし、農地や生活区域に流木や土砂が流れ込む等、甚大な被害をもたらしました。



■里山の風景



■自然災害によって崩れた森林

◆朝倉市が抱える問題と原因

森林・農地の荒廃、農村集落の維持困難

- 農林業従事者の減少、高齢化、後継者不足
- 気候変動の影響を受けた豪雨等による森林崩壊等の可能性
- 農村における過疎化・高齢化による集落機能の低下、集落の維持困難
- 竹林の増加

◆問題解決に向けたポイント

★ポイント★

- 地域農林業を支える担い手を育成・確保します。
- 農地や森林が有する多面的機能を維持、向上します。

◆わたしたちのアクションプログラム

【市民】

- 行政や民間団体が主催する植林活動や学習会等、森林や農地の保全活動に参加します。
- 森林や農地の管理に際しては、環境に配慮し、農薬や化学肥料を過剰に使用しないよう努めます。
- 山の管理者は、山の地形等を知り、自然災害に強い植林をし、間伐・伐採を行います。
- 森林や農地の有する多面的機能を認識し、それらの保全に努めます。

【民間団体】

- 森林や農地の価値を周知するための学習会や見学会を企画・実施します。
- 水源かん養林の保全・育成運動を企画・実践します。

【事業者】

- 開発事業の実施に際しては、森林や農地の保全に努めます。
- 森林や農地の持つ多様な機能を認識し、適切な維持管理に努めます。
- 農業者や山林業者は竹の繁殖により森林や農地が荒廃しないように努めます。

【行政】

- 「朝倉市森林整備計画」に基づき、森林整備を推進し、二酸化炭素吸収源の育成に努めます。
- 水源地域における森林の水源かん養機能、保水機能の向上を図ります。
- 森林を守る担い手の育成に努めます。
- 森林のもつ多面的機能を発揮できるように保全整備を強化します。
- 林道の整備等、林業の生産基盤整備を積極的に行い、経営の改善を支援します。
- 針葉樹林に広葉樹を植林し針広混交林とすることで、生物多様性や多面的機能の向上を図ります。
- 間伐材の利用を促進するとともに、長伐期施業による優良材の生産を促進します。
- イベントや学校教育を通して林業・森林に対する理解を高め、地域全体で林業を支えていく体制構築に努めます。
- 行政と市民の協働による森林保全ボランティア活動を支援します。また、イベントを通じて森林保全意識の啓発を図ります。
- 荒竹林対策を進めるとともに、竹の活用を推進します。
- 農地を保全し、水のかん養機能を維持します。
- 環境資源としての意義を十分に踏まえ、農地の維持管理の適正化に努めます。
- 農業及び農村の基盤となる農地・農業用水等の資源の保全管理と向上に対する地域・農業者の活動を支援します。
- 生産基盤の整備や担い手対策等、幅広く農業の振興を図ります。
- イベントや学校教育等の機会を通して農業に対する理解と認識を高め、地域全体で農業を支えていく体制を確立します。

◆施策の達成に向けて設定した指標と数値目標

指標	区分	基準値	現状値	目標値
農地面積	—	4,910ha (2018年度)	4,790ha (2023年度)	5,000ha (2029年度)
農業の担い手数	—	395 経営体 (2018年度)	420 経営体 (2023年度)	430 経営体 (2029年度)
森林の整備面積（単年度）	—	157.12ha (2018年度)	105.29ha (2023年度)	200ha (2029年度)
林業の担い手育成団体 （林研）の会員人数	—	38名 (2018年度)	30名 (2023年度)	45名 (2029年度)

【コラム】森林の持つ多面的機能について

朝倉市は、森林が市の面積の 54.9%を占めている、みどり豊かな土地であり、森林は私たちの生活に欠かせない、様々な恵みを与えてくれる重要な存在です。

では、森林や農地が与えてくれる様々な恵みとは、具体的にどのようなものでしょうか。

森林は、大きく分けて8つの恵み（機能）をもっていると言われています。

生物多様性保全機能	➤ 様々な動植物の生息・生育の場
地球環境保全機能	➤ 二酸化炭素の吸収・固定、酸素の供給
土砂災害防止機能	➤ 表面土砂の流失や土砂崩れの防止
土壌保全機能	➤ 落葉等が土壌に養分を供給
水源かん養機能	➤ 森林土壌が雨を一時的に貯留し、流れ込む水量を平準化して洪水を緩和 ➤ 森林土壌のろ過による水質の浄化
快適環境形成機能	➤ 蒸発散作用による気候の緩和・調整 ➤ 防風・防音
保健・レクリエーション機能	➤ キャンプやハイキング等の休養・レクリエーションの場の提供
文化機能	➤ 信仰の対象
物質生産機能	➤ 食料、燃料、肥料、素材の提供



【資料：フォレストパートナーシップ・プラットフォーム（環境省）】

イ. 動植物の生息・生育環境の保全

【テーマ：森林・河川における生物多様性と生態系のバランス】

◆朝倉市の現状

- 朝倉市の動植物の生息・生育状況を知るデータは、旧甘木市、旧朝倉町、旧杷木町の市史・町史等が主に使用されていました。平成 20（2008）年度には農村環境計画を策定するため、動植物調査を実施しています。
- 朝倉市は、森林や河川が保全されており、「福岡県レッドデータブック※262011・2014」に見られるような、ヤマネやクマタカ、アカザ、スイゼンジノリ等の希少な動植物が数多く生息・生育しています。
- 金川地区を流れる黄金川は、全国で唯一、スイゼンジノリが生育している川であると言われており、朝倉市と黄金川を守る会等の民間団体や市民が協力して保全活動を行っています。
- 古処山は石灰岩でできており、国の特別天然記念物に指定されているツゲの原始林が広がっています。また、福岡県のレッドデータに選定されているニシキキンカメムシ（準絶滅危惧）、佐田川や小石原川の扇状地には、湧水で育つスイゼンジノリ（絶滅危惧Ⅰ類）やオキチモズク（絶滅危惧Ⅰ類）も生育しています。希少な動植物が生息・生育する環境は、全国に誇り得るものです。
- 里地里山では、シカやイノシシ、サル等の在来動物が人間の生活空間に侵入し、農産物等に被害をもたらしています。
- 外国産ペットの野生化や、外来生物が野外に定着することにより、朝倉市でもアライグマ等の外来生物が増加してきています。
- 市民アンケートによると、「生き物とのふれあい」に対する市民の満足度は約 38%と増加しています。
- 令和 5（2023）年 3 月には、人と動物の健康及び環境の健全性を次世代に継承していくため、「ワンヘルス推進宣言」※27 を表明しました。

◆朝倉市が抱える問題と原因

動植物の生息・生育環境の変化

- シカやイノシシ等による農林業への被害
- 外来生物の繁殖

◆問題解決に向けたポイント

★ポイント★

- シカ等の有害鳥獣の「駆除」や有害鳥獣から森林・農地を守る「防除」に努めます。
- 外来生物への適切な対応を周知します。
- 貴重な動植物が生息・生育する環境の保全に努めます。
- 身近にいる動植物や生態系の把握に努めます。

◆わたしたちのアクションプログラム

【市民】

- 身の回りの自然（動植物や気候等）の変化に気づき、季節や気候の移り変わりを感ずるよう意識します。
- ボランティアとして、様々な自然保護活動に参加します。
- 飼育しているペットは責任をもって飼い、野外に放たないようにします。
- 森林・里山での不用意な残食の放置や野生生物に不用意に餌を与える等、生態系のバランスを崩すことにつながる行為は行いません。
- 外来生物を見かけた場合、適切に処理するように努めます。
- SNS等を利用し、市内で見かけた動植物について発信します。
- シカやイノシシ等が人間生活域から離れて生活できるように、住居周辺や里山の管理を行います。

【民間団体】

- 市民や行政と協力し、朝倉市の生物調査や絶滅危惧種の保護活動を行います。
- 自然観察会を企画・実施します。

【事業者】

- 広範囲・大量の農薬等の散布を控え、生態系のバランスが壊れないようにします。

【行政】

- 民間団体と協力し、動植物や生態系に関する調査を進めます。
- 指定文化財（天然記念物）の保存・管理・活用を進めます。
- 絶滅危惧種の保全に努めます。
- 外来生物の防除策を進めます。
- 県等から送られてくる特定外来生物の情報に注意し、住民からの相談に迅速に対応するように努めます。

- シカ等の有害鳥獣を駆除するためのハンターの育成を支援します。
- シカの食害から森林を守るため、柵張り等の防除策の活動を支援します。

◆施策の達成に向けて設定した指標と数値目標

指標	区分	基準値	現状値	目標値
生き物とのふれあいに関する満足度	市民 アンケート	32% (2019年度)	38% (2024年度)	50% (2029年度)
有害鳥獣の駆除数	—	2,654件 (2018年度)	3,250件 (2023年度)	2,500件 (2029年度)

【コラム】朝倉市に生息・生育する絶滅のおそれのある希少野生生物

朝倉市の豊かな森林や、筑後川をはじめとする市内を流れる川には、様々な動植物が生息・生育しています。しかし、近年の気候変動や外来生物の繁殖等の影響を受け、朝倉市から絶滅のおそれがある生物が数多くいます。

「福岡県レッドデータブック 2011・2014」によると、104種類の希少動物と、24種類の希少植物が朝倉市に生息・生育しています。

これらの動植物を保護し、生物多様性を確保することで、朝倉市の豊かな自然が保たれます。

■朝倉市の代表的な希少野生生物表(表上段:和名 表中段:カテゴリー)

スイゼンジノリ	オキチモズク	ニシキキンカメムシ
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ類	準絶滅危惧
		
ヤマネ	アカザ	その他朝倉市に生息・生育する希少野生生物
絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類	<ul style="list-style-type: none"> ・マルガタゲンゴロウ (昆虫類:絶滅危惧ⅠA類) ・クマタカ (鳥類:絶滅危惧ⅠB類) ・ニホンウナギ (魚類:絶滅危惧ⅠB類) 等
		

【コラム】外来生物の生息・生育域拡大による生態系の変化

近年、朝倉市の多様な生態系の中に、今まで朝倉市に生息・生育していなかった、いわゆる「外来生物」が数多く確認されています。

外来生物とは、昔はその地域に生息していなかったのに、ペットや食用等の目的でその土地に入ってきた生き物が脱走したり、荷物や乗り物等に紛れ込んで侵入したりして、その土地に定着してしまった生き物のことです。

外来生物は、海外から日本に持ち込まれた「国外外来種」と、日本国内の他地域から持ち込まれた「国内外来種」に大別されます。

外来生物の多くは、在来生物（昔からその土地に生息・生育していた生き物）との生存競争に敗れたり、気候条件等の環境が適さないために死滅し、その土地に定着できません。しかし、一部の環境に適応できてしまった外来生物にとっては、エサが豊富で外敵の少ない場所となり、繁殖・定着し、在来生物が築いていたその土地の生態系を破壊してしまいます。

このような外来生物の脅威から朝倉市の多様な生態系を保護していくために、「入れない」、「捨てない」、「拡げない」という外来種被害予防三原則を徹底していくことが重要です。

外来種被害予防三原則

1 入れない
悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」。

2 捨てない
飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」（逃がさない・放さない・逸出させない）。

3 拡げない
既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」（増やさない）。



【資料：環境省】

■朝倉市に定着していると 考えられる外来生物

【オオキンケイギク】



【オオクチバス】



【ソウシチョウ】



ア. まちなかの緑化推進

【テーマ：みどりあふれる生活空間の形成】

◆朝倉市の現状

- 朝倉市では、市制施行 10 周年に際して、市民からの意見を基に、市の花（ヒマワリ・コスモス・サクラ）と市の木（ツゲ・クス・イチョウ）を選定しました。
- 「花いっぱい運動」や「あさくら美花美化バンク」の運用により、フラワーロードの推進、グリーンカーテン等の花種の配布を行い、市街地のみどりを増やしています。
- 「朝倉市保存樹木等の指定に関する条例」を制定し、市の美観風致を維持するために必要な樹木・樹林を保存しています。

◆朝倉市が抱える問題と原因

みどりとのふれあい・みどりの多さに対する市民満足度の低下

- 公共空間や空家、空き地等の草や樹木の繁茂

◆問題解決に向けたポイント

★ポイント★

- 公共空間や民有地の緑化を進めるとともに、市民参加の緑化活動を通じて緑化空間の維持管理に努めます。

◆わたしたちのアクションプログラム

【市民】

- 庭やベランダの緑化、グリーンカーテンの設置等を行い、みどりあふれる生活の場づくりを進めるとともに、自宅やその周辺の温度上昇の緩和に努めます。
- 所有地は適切に管理し、草や樹木が繁茂しないように努めます。

【民間団体】

- 公園や街路樹、市民緑地の緑化活動や維持管理活動を進めます。
- 「あさくら美花美化バンク」の事業を市全域に広めます。

【事業者】

- 工場や事業所の敷地内の緑化を積極的に進めます。

【行政】

- 「朝倉市保存樹木等の指定に関する条例」に基づいて市の美観風致の維持に資する樹木・樹林の保存に努めます。
- 市民の憩いの場となる公園・緑地の適切な管理を進めます。
- 地区の憩いの場となる緑化空間づくりのための支援を進めます。
- 「花いっぱい運動」を継続します。
- 自然を活かした公園の整備とともに親水空間の整備を図り、魚や水鳥等が生息できる環境づくりに努めます。

◆施策の達成に向けて設定した指標と数値目標

指標	区分	基準値	現状値	目標値
あさくら美花美化バンク利用団体数	—	3団体 (2018年度)	3団体 (2023年度)	6団体 (2029年度)
みどりとのふれあい、みどりの多さに関する満足度	市民 アンケート	69% (2019年度)	72% (2024年度)	80% (2029年度)

市の木



■古処山のツゲ(原始林)



■恵蘇八幡宮のクス



■旧朝倉農業高校のイチョウ

イ. 身近な水域や地下水等の水環境維持

【テーマ：水光る環境】

◆朝倉市の現状

- 朝倉市は、九州一の大河である筑後川とその支流の水に恵まれており、農業用水をはじめ、多くの用途に利用されています。また、河川の上流域・中流域では雄大な景観が楽しめます。
- 地下水は、一般家庭の生活水や農業用水、飲料製造に利用されています。
- 小石原川や佐田川の扇状地のほか、貴重なスイゼンジノリが生育している黄金川等でも湧水が見られますが、年々水量が減少しています。
- 朝倉市は江川ダム、寺内ダム、小石原川ダムの3つのダムを有し、その水は、朝倉市、農業用水や福岡市をはじめとする都市圏の飲料水等に利用されています。
- 「疏水百選※28（農林水産省）」に選定されている堀川用水をはじめ、水車群や山田堰、朝倉の各地に点在する石積みの水路等、歴史的・文化的に貴重な水に関する遺跡があります。
- 朝倉市は、「あまぎ水の文化村の整備」や「ホテルの里、ホテル祭り等の取り組み」が評価され、「水と緑の文化をはぐくむ“水の郷百選” ※29（国土交通省）」に認定されています。
- 「あまぎ水の文化村」等、水とふれあうことができる場が整備されています。



■小学校の中を流れる小川



■寺内ダム(美奈宜湖)

◆朝倉市が抱える問題と原因

災害や河川環境の悪化による親水意識の低下

- 河川敷等へのごみの散乱
- 自然災害により河川に対する不安や恐怖心の発生

◆問題解決に向けたポイント

☆ポイント☆

- 河川美化活動等を促進し、安全で、親しみのある水辺空間づくりを進めます。

◆わたしたちのアクションプログラム

【市民】

- 農薬や有害物質等を土壌や川・池等の水域に放置・投棄しません。
- 地下水が地面の下に流れていることを意識して生活します。
- 一斉清掃※30 やノーポイ運動等※31 に参加・協力します。

【事業者】

- 農薬や有害物質等を土壌や川・池等の水域に放置・投棄しません。
- 事業所周辺の水路等の清掃を行うほか、水辺の美化や維持管理に参加・協力します。
- 農薬・化学肥料を過剰に使用しないよう努めます。
- 工場や事業所の新築・改築時には、水の合理的・循環的利用を図るため、節水型機器への転換や、雨水・排水処理水の利用システムの導入に努めます。

【行政】

- 堤防や河川敷、川底の美化整備を進めます。
- 一斉清掃やノーポイ運動等、市民参加による地域美化活動を促進します。
- 自然を活かした公園の整備とともに親水空間の整備を図り、魚や水鳥等が生息できる環境づくりに努めます。

◆施策の達成に向けて設定した指標と数値目標

指標	区分	基準値	現状値	目標値
一斉清掃・ノーポイ運動・道路愛護・河川清掃等への参加意向	市民 アンケート	67% (2019年度)	64% (2024年度)	70% (2029年度)
水や水辺とのふれあいに関する満足度	市民 アンケート	45% (2019年度)	52% (2024年度)	60% (2029年度)

基本方針Ⅱ「生活を照らす暮らしづくり」

環境目標Ⅱ-1 健康で快適な暮らしの基盤づくり

ア. 安全・安心な食の地産地消

【テーマ：新鮮な水と空気ですてられた味わいのある農産物】

◆朝倉市の現状

- 「第2次朝倉市食料・農業・農村基本計画」を策定し、市民一人ひとりが健康で心豊かな暮らしを営むため、生涯にわたる「食育と地産地消の実践」を推進しています。
- 朝倉市産の野菜・果物・畜産物等を積極的に販売・活用している店舗等を「あさくら地産地消推進店」に認定しており、令和6（2024）年3月末現在、24店舗が認定されています。
- 「三連水車の里あさくら」や「ファームステーションバサロ」等では、朝倉市産の農産物や製造品が販売されています。
- 保育所（園）・学校給食においても、朝倉市産の農産物を使用した地産地消のメニューを取り入れています。

◆朝倉市が抱える問題と原因

農業における厳しい経営環境

- 気候変動による生産量の低下や生産コストの増加
- 農産物貿易自由化、国内産地間の競争激化による農産物価格の低迷

食における消費者ニーズの多様化

- 食の安全・安心や地産地消等、多様な消費者ニーズへの対応

◆問題解決に向けたポイント

☆ポイント☆

- 朝倉市の食文化の継承、地域経済の活性化、良好な自然環境の保全、輸送エネルギーの削減による地球温暖化防止等、様々な効果のある地産地消を推進します。
- 朝倉市の新鮮な水や空気をもとにした安全・安心な農産物の安定的な生産・提供を推進します。

◆わたしたちのアクションプログラム

【市民】

- 新鮮な空気、きれいな水で育てられた朝倉市産の農産物の購入に努めます。

【民間団体】

- 朝倉市産の農産物や製品を広く知ってもらうために、農業体験等を行い、朝倉市産の農産物や製品の周知に努めます。

【事業者】

- 朝倉市産の農産物等を積極的にPR・販売します。
- 朝倉市産の農産物を活用した食事を提供するように努めます。
- 農薬・化学肥料を過剰に使用しないよう努めます。

【行政】

- ふくおかエコ農産物認証制度への認証を推進します。
- 学校給食の納入業者や生産グループに依頼し、朝倉市産の農産物の学校給食での利用率向上をめざします。
- 減農薬の農産物や地域の条件に適した農産物の生産と提供を支援し、安心・安全な食の提供に努めます。

◆施策の達成に向けて設定した指標と数値目標

指標	区分	基準値	現状値	目標値
ふくおかエコ農産物認証制度の認定件数	—	54件 (2020年度)	40件 (2023年度)	40件 (2029年度)
地元農産物等の学校利用率	第3次朝倉市総合計画	28.2% (2018年度)	35.1% (2023年度)	40.0% (2029年度)

イ. 気候変動への適応

【テーマ：地球規模的視点から郷土の環境を考える】

◆朝倉市の現状

- 九州北部豪雨をはじめとする記録的な集中豪雨の発生は、地球温暖化に伴う気候変動も一因と考えられており、今後も台風の強大化や集中豪雨の増加が懸念されています。また、気温 30℃を越える日が続き、35℃以上の猛暑日を記録する日数も増加傾向にあります。
- 市民アンケートにおいて、環境問題の重要度の中で約23.6%の市民が「地球温暖化」と回答しました。
- 「朝倉市地域防災計画」を策定し、災害予防から復旧・復興までの段階ごとの計画を立てています。
- 地区ごとに「自主防災マップ」※32を作成し、市内の全世帯に配布しています。
- 大雨等によるため池の決壊を防ぐため、破損したため池や老朽化しているため池の改修や補強を行っています。
- 気候変動の影響として、農産物の生育不良、熱中症等の健康被害、動植物の生息・生育域の変化等もあげられます。
- 令和6（2024）年4月から、熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）の運用が始まりました。
- 朝倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において、朝倉市気候変動適応計画の策定を行いました。

◆朝倉市が抱える問題と原因

気候変動の影響

- 自然災害の被害の増加や農作物不良等の拡大
- 気温が高いことによる、熱中症患者の増加

◆問題解決に向けたポイント

☆ポイント☆

- 国や地方公共団体で行われている適応策及び朝倉市において顕在化している気候変動の影響についての情報収集・提供を行います。
- 収集した情報をもとに、防災、農林業、保健等を所管する関係機関と連携し、朝倉市の実状に見合った適応策を推進します。

◆わたしたちのアクションプログラム

【市民】

- 自然災害に備え、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、非常持出品の準備や自主防災マップの確認等の防災対策に努めます。
- 集中豪雨等の非常事態時には自らの判断で避難行動をとる等、家族で早めの対応をします。
- 自然災害時に有害ごみが散乱しないように意識して管理します。
- 水害時の災害ごみの発生を抑制するため、日頃から不用品の整理を行い、倉庫等に溜め込まないように努めます。
- 地球規模的な環境問題を把握し、家庭・地域での堅実な取り組みを行います。
- グリーンカーテンの作成、クールビズ・ウォームビズの実施等、温暖化に適応したライフスタイルへの転換に努めます。
- 感染症や熱中症等、気候変動の影響により増加すると考えられる健康リスクを理解し、予防に努めます。

【民間団体】

- 行政や事業者と協力し、適応策を広めるためのイベント等を開催します。
- 自然災害時に有害ごみが散乱しないように意識して管理します。

【事業者】

- 自然災害に備え、非常持出品の準備や避難経路、洪水ハザードマップ※33の確認等の防災対策に努めます。
- クールビズ・ウォームビズの実施、サマータイムの導入等、温暖化に適応したビジネススタイルへの転換に努めます。
- 感染症や熱中症等、気候変動の影響により増加すると考えられる健康リスクを理解し、社員に啓発します。
- 農作物の高温耐性品種の検討や作付け時期の調整に努めます。
- 自然災害時に有害ごみが散乱しないよう意識して管理します。
- 水害時の災害ごみの発生を抑制するため、日頃から不用品の整理を行い、倉庫等に溜め込まないように努めます。

【行政】

- 「福岡県気候変動適応センター※34」と協力し、温暖化や気候変動に関する情報を市民に発信します。
- 「朝倉市地域防災計画」に基づき、防災基盤の強化に努めます。
- 自然災害発生時には、朝倉市の防災行政無線やメール等で避難情報を発信します。

- 森林や農地の保全、適正な管理により、水源かん養機能の維持・向上を図り、洪水や土砂災害の発生防止、軽減に努めます。
- 感染症や熱中症等、気候変動の影響により増加すると考えられる健康リスクに関する情報を発信、啓発します。
- 福岡県が開発している耐暑性品種や栽培技術の改良に関する情報を発信し、地球温暖化による農産物の生産量減少・品質低下対策に努めます。
- 熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）が環境省から発表された場合は市民へ周知を行い、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の開放を行います。

◆ 施策の達成に向けて設定した指標と数値目標

指標	区分	基準値	目標値
県や市が提供する災害情報入手方法の平均認知数	第3次朝倉市総合計画	2.95 項目 (2022 年度)	4 項目 (2029 年度)



■ 公共施設に掲示されている朝倉市洪水ハザードマップ

【コラム】温暖化“緩和策”と“適応策”について

近年、地球温暖化に対する考え方が変わりつつあります。

以前の地球温暖化対策は、二酸化炭素排出量を減らし、温暖化をなんとか食い止めようという「緩和策」が中心でした。

しかし、近年、様々な場面で地球温暖化による影響が顕在化しはじめており、緩和策を行っているだけでは対応が追いつかなくなってきました。

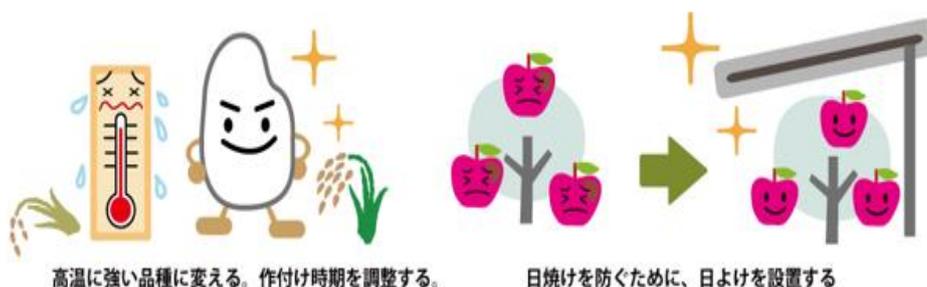
そこで、緩和策を進めていくと同時に、既に起こりつつある、または今後起こり得るであろう地球温暖化の影響に対処し、被害を回避・軽減する「適応策」を進めていくことが重要視されています。

朝倉市においても、市報等で熱中症予防策を広めているほか、自主防災マップの配布等の「適応策」を実施しています。

健康を守るための「適応」



食を守るための「適応」



【資料：気候変動適応情報プラットフォーム】

ウ. 大気・水質等の生活環境の保全

【テーマ：マナーの向上で快適な生活】

① 大気汚染防止対策・悪臭対策

◆朝倉市の現状

- 大気に関する市民アンケートによると、約74%の市民が「空気のきれいさ」に満足しています。一方、不満の原因として、自動車の排気ガス、近隣の商店や家庭等からの煙、野焼きによる煙、家畜の糞尿の悪臭や黄砂等があげられています。

◆朝倉市が抱える問題と原因

大気汚染物質の増加

- 自動車排気ガスに対する市民の不満
- 大陸由来の大気汚染物質の濃度上昇への懸念

◆問題解決に向けたポイント

☆ポイント☆

- 公共交通機関の利用促進を図ります。
- エコドライブ※³⁵の普及促進を図ります。

◆わたしたちのアクションプログラム

【市民】

- 外出時は自家用車以外の交通手段を選択するとともに、運転する場合はエコドライブを心がけることで、排気ガスの排出量を減らします。
- 自動車の購入に当たっては、電気自動車等の環境にやさしい車を選択します。

【事業者】

- 運転する場合はエコドライブを心がけることで、排気ガスの排出量を減らします。
- 自動車の購入に当たっては、電気自動車等の環境にやさしい車を選択します。

【行政】

- 公用車の利用に際しては駐停車時のアイドリングストップ※36、急発進や急停車をやめる等のエコドライブを心がけます。
- 公用車への電気自動車等の低燃費かつ低排出ガス自動車の率先導入を進めます。
- 交通の流れの円滑化を行うために、交通が集中する変則的な交差点の改良に努めます。
- 関係機関と連携して、公共的な交通サービスの提供に努めます。
- 歩道、自転車道、駐輪場の整備により徒歩、自転車の利用向上に努めます。
- 関係機関と連携して、工場・事業場からのばい煙等の排出規制を徹底します。
- 工場・事業場からの悪臭の実態把握に努めます。
- 関係機関と連携して、ダイオキシン類※37等に関する環境調査の充実を図ります。
- 関係機関と連携して、アスベスト※38等の有害化学物質※39の調査結果を公表し、不安の解消に努めます。
- 事業者に対して法規制の周知徹底を図り、必要に応じて施設改善等の指導を行います。
- 野焼きに対する指導を適切に行います。
- 畜産施設整備を促進し、地域社会と共存できる畜産経営を推進します。
- 光化学オキシダント及びPM2.5については、福岡県からの注意喚起がなされた場合、防災行政無線放送において市民にお知らせします。

◆施策の達成に向けて設定した指標と数値目標

指標	区分	基準値	現状値	目標値
近くに外出する際は、できるだけ自家用車を使用しない市民の割合	市民アンケート	19% (2019年度)	26% (2024年度)	25% (2029年度)
空気のきれいさに関する満足度	市民アンケート	71% (2019年度)	74% (2024年度)	80% (2029年度)
公共交通（鉄道・路線バス・あいのりタクシー等）の利用者数	第3次朝倉市総合計画	1,645,757人 (2019年度)	1,469,773人 (2023年度)	1,310,000人 (2029年度)

② 騒音・振動防止対策

◆朝倉市の現状

- 騒音に関する市民アンケートによると、68%の市民が「まちの静けさ」に満足しています。一方、不満の原因として、自動車やバイクからの騒音、工場や工事現場などからの騒音があげられています。
- 工場からの振動に関する苦情が市に寄せられています。

◆朝倉市が抱える問題と原因

事業所等からの騒音・振動

- 自動車や工場・事業場、建設現場からの騒音・振動の発生

◆問題解決に向けたポイント

☆ポイント☆

- 自動車や工場・事業場、建設現場からの騒音・振動対策を進めます。

◆わたしたちのアクションプログラム

【市民】

- 自動車やバイクの空ぶかしをしない、不要なクラクションを鳴らさない等、騒音抑制に気を配ります。

【事業者】

- 騒音・振動に関する法令を遵守するとともに、建設作業を行う場合は、低騒音・低振動型の建設機械や施工方法の採用に努め、作業時間や作業方法等を周辺地域住民へ説明します。

【行政】

- 市内の主要な幹線道路の騒音実態調査を実施します。
- 環境騒音調査を適宜実施します。

◆施策の達成に向けて設定した指標と数値目標

指標	区分	基準値	現状値	目標値
騒音・振動に関する苦情件数	—	3件 (2018年度)	3件 (2023年度)	0件 (2029年度)

③ 水質保全、化学物質対策

◆朝倉市の現状

- 寺内ダムの水質測定結果によると、令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までのCOD※40値は基準値（3mg/L）を下回っています。
- 水質保全に関する市民アンケートによると、約50%の市民が「川や池のきれいさ」に満足しています。一方、不満の原因として、投棄ごみや浮遊物が多くあげられています。
- 環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及するため、環境保全型農業直接支払交付金事業を推進しています。

◆朝倉市が抱える問題と原因

河川や水路等の水質保全

- 生活排水・事業所排水・農業排水等による水質汚濁

◆問題解決に向けたポイント

★ポイント★

- 家庭や事業所、農地からの排水による水質悪化を防止するため、必要に応じて指導します。
- 化学物質に対する情報提供を進めるとともに適正な使用・管理を促進し、化学物質による環境汚染リスクの低減に努めます。

◆わたしたちのアクションプログラム

【市民】

- 下水道や合併処理浄化槽※41への接続に努めます。
- 家庭菜園や庭での農薬や化学肥料等の適正使用に努めます。
- 米のとぎ汁の有効活用や、油・洗剤の適正処理等、家庭でできる生活排水対策を実施します。
- 農薬や殺虫剤等の化学物質製品の取り扱いに注意します。
- シャンプーや食器用洗剤を購入する際は環境にやさしい製品を選択します。
- 洗顔料や歯磨き粉を購入する際は、マイクロプラスチックビーズ（62ページ参照）が含まれていない製品を選択します。
- 地域の水路等の清掃に積極的に参加します。

【民間団体】

- 化学物質に関する環境リスクを周知するための研修会等を企画・実施します。
- 地域の水路等の清掃に積極的に参加します。

【事業者】

- 工場や事業場からの排水を適正に処理し、水質汚濁防止に努めます。
- 有機農業、生ごみの堆肥利用、農薬の適正使用等、環境保全型農業を進めます。
- 化学物質を取り扱う事業者は、化学物質の移動及び排出量を把握し、適正管理を徹底します。
- 自然災害等による化学物質の流出を防ぐため、保管場所や保管方法を検討します。
- 地域の水路等の清掃に積極的に参加します。

【行政】

- 河川水質調査を行い、水質監視を継続します。
- 公共下水道事業と合併処理浄化槽設置事業を推進し、水質保全に努めます。
- 水質汚濁防止に向けた市民・事業者意識の高揚を図るための普及・啓発を進めます。
- 関係機関と連携して、事業所排水による水質汚濁防止のために事業所への規制遵守の指導を徹底します。
- 関係機関と連携して、農業排水による水質汚濁防止のために化学肥料・農薬の適正使用を推進します。
- 畜産廃棄物や畜産排水の適正な管理を指導します。
- 地下水の汚染状況を把握するために、地下水概況調査を実施します。
- 農薬等による土壌汚染の防止についての普及・啓発に努めます。
- 堆肥の利用を推進し、環境にやさしい土づくりを推進します。
- 関係機関と連携して、事業所へ化学物質の適正な管理を行うよう指導・啓発に努めます。

◆施策の達成に向けて設定した指標と数値目標

指標	区分	基準値	現状値	目標値
河川における水質環境基準（BOD）未達成地点数	—	2地点 (2018年度)	6地点 (2023年度)	0地点 (2029年度)
寺内ダムにおける水質環境基準（COD）	—	達成 (2018年度)	達成 (2023年度)	達成維持 (2029年度)
污水处理人口普及率	第3次朝倉市総合計画	77.1% (2018年度)	91.4% (2023年度)	94.9% (2029年度)
川・池のきれいさに関する満足度	市民アンケート	43% (2019年度)	50% (2024年度)	50% (2029年度)

④ ペットマナー・野良猫対策

◆朝倉市の現状

- ペットの猫や犬の糞尿被害に関する相談があった場合は、それらを禁止するための看板を配布しています。
- 飼い主のいない猫を増やさないために、野生化した猫（野良猫）の不妊・去勢手術費用の一部を補助しています。

◆朝倉市が抱える問題と原因

ペットマナーの悪化や野良猫の増加

- 散歩中の糞尿の放置やペットの放し飼い
- 野良猫への餌付け

◆問題解決に向けたポイント

★ポイント★

- 正しいペットの飼い方やマナーの啓発に努めます。
- 野良猫を増やさないために、不妊・去勢手術費用の一部を補助します。

◆わたしたちのアクションプログラム

【市民】

- 正しいペットの飼い方やマナーを学び、実践します。
- 動物の習性を正しく理解し、散歩中の糞は持ち帰る等、ほかの人に迷惑をかけないようにします。
- 飼っている動物は、最後まで責任をもって飼います。
- 野良猫等にむやみにエサを与えないようにします。
- 空家を適切に管理し、野良猫等が住みつかないようにします。

【行政】

- 正しいペットの飼い方やマナーの啓発に努めます。
- 野良猫等が増えないように啓発・指導します。
- 野良猫を増やさないために、不妊・去勢手術費用の一部を補助します。

ア. 4Rの推進・廃棄物の適正処理

【テーマ：廃棄物の減量化・適正処理】

◆朝倉市の現状

- 一般廃棄物処理実態調査結果によると、令和4（2022）年度における一日一人当たりのごみ排出量は福岡県平均が918g、朝倉市平均が862gとなっており県平均より少ない状況です。
- 事業所からの一般廃棄物に対しては、「朝倉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」で廃棄物減量化計画書の提出を求め、事業系ごみの減量を推進しています。
- 市民アンケートによると、約57%の市民が「まちの清潔さ」に満足しており、前回の調査時よりも満足度が増加しています。また、不満の原因としてペットボトルや空き缶等のポイ捨てがあげられます。
- 市民アンケートによると、約90%の市民が朝倉市のごみの分別方法を徹底していると回答しました。
- 買い物時にプラスチック製レジ袋をできるだけ持ち帰らないように、マイバック運動を推進しています。また、各区の分別収集でプラスチック製容器包装の分別を実施しています。
- 悪質な不法投棄は減少傾向にありますが、自転車等の不法投棄は依然として発生しています。
- 汚泥再生処理センターで受け入れたし尿等は堆肥化し、「ミラクル朝肥」として販売することで、循環型社会の構築に貢献しています。
- 朝倉市では、リサイクルを推進するため、PTAをはじめとする各団体が行っている紙類やビン等の資源物の回収に対して補助金を交付しています。また、各区では分別収集を毎月行っています。

◆朝倉市が抱える問題と原因

市民一人一人当たりのごみ排出量の増加

- 事業系ごみ排出量の増加

ポイ捨てごみや不法投棄の発生

- マナー意識の欠如

◆問題解決に向けたポイント

☆ポイント☆

- 4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を市民・民間団体・事業者によく周知し、生活様式や事業活動の見直しを促進することで、循環型社会の構築を進めます。
- 4Rを進めてもなお、やむを得ず廃棄しなければならないものについては、環境汚染を発生させないように適正に処理します。
- まちの美観を損ない、自然環境の悪化につながるポイ捨てごみや不法投棄を防止するための取り組みを推進します。

◆わたしたちのアクションプログラム

【市民】

- 買い物には必ずマイバッグを持参する等、ごみをなるべく出さないようなライフスタイルの構築をめざします。
- 過剰包装や使い捨て製品は、できるだけ購入しないように心がけます。
- 生ごみは、水切りの徹底や堆肥化等により減量化に努めます。
- 食品ロスを減らすために、余分な注文をせず、食べ残しがないように努めます。
- 自分で修理できるものは修理し、ものをできるだけ長く、大切に使うように心がけます。
- 朝倉市の分別収集のルールを守ります。
- プラスチック製品は適正に管理し、マイクロプラスチックを発生させないように努めます。
- 洗顔料や歯磨き粉等を購入する際は、マイクロプラスチックビーズが含まれていない製品の購入選択を心がけます。
- 不法投棄等を発見したら、すぐに朝倉警察署と朝倉市へ報告します。
- 自宅周辺の美化活動を行うとともに地域の美化運動に参加します。
- 家庭菜園等で肥料を使用する際は、朝倉市の汚泥肥料「ミラクル朝肥」を有効に活用します。

- 環境にやさしい素材でできた物（バイオマス※42を原料とした容器等）を積極的に選びます。
- ごみ等の野焼きはしません。

【民間団体】

- 地域ぐるみでごみの減量化やリサイクル運動を積極的に進めます。

【事業者】

- マイバッグの利用を消費者に呼びかけます。
- 長期間使用できる、環境に配慮した製品の生産や修理体制の整備を推進します。
- 食品廃棄物の削減に努めます。
- 発生した食品廃棄物は、バイオマス発電の燃料として活用するように努めます。
- 環境にやさしい素材でできた物（バイオマスを原料とした容器等）を積極的に選びます。
- 事業所から排出されるごみの不法な焼却はしません。

【行政】

- 物品を購入する際は、エコ商品の購入を心がけます。
- マイバッグの持参を今後も市民に啓発します。
- 事業所に対してごみの出し方やごみ減量の指導を行います。
- ごみ減量・リサイクル意識の啓発を図ります。
- 食品ロスを減らすため、「3010（サンマルイチマル）運動」※43を啓発します。
- 市民がプラスチック・スマート※44な生活ができるよう、情報発信に努めます。
- 廃棄物処理施設の見学受け入れ等を通じて、子どもたちがごみ処理のあり方を考える機会を提供します。
- 地区住民の協力のもと、分別収集を徹底し、ごみ減量化・再資源化を図ります。
- 古紙回収等の資源回収に加え、家電リサイクル法等に基づく排出ルールの周知・徹底に努めます。
- 食品トレー、紙パック等の回収店舗の周知徹底に努めます。
- 朝倉警察署や北筑後保健福祉環境事務所と連携し、不法投棄の摘発と防止に努めます。
- 朝倉市環境美化推進員や市の職員による不法投棄防止パトロールを継続して行います。
- 汚泥再生処理センターで受け入れたし尿等は、引き続き全量堆肥化します。
- 野焼きに対する指導を適切に行います。

◆施策の達成に向けて設定した指標と数値目標

指標	区分	基準値	現状値	目標値
市民一人当たりの家庭系ごみ排出量	第3次朝倉市総合計画	579g/人・日 (2018年度)	564g/人・日 (2023年度)	590g/人・日 (2029年度)
ごみのリサイクル率	第3次朝倉市総合計画	21.1% (2016年度)	19.0% (2023年度)	19.0% (2029年度)
ごみ処分量（家庭系ごみ処分量＋事業系ごみ処分量）	第3次朝倉市総合計画	16,567t (2018年度)	15,257t (2023年度)	14,148t (2029年度)

※2018年度の「ごみのリサイクル率」は、九州北部豪雨の災害廃棄物対応で通常と異なるため、災害廃棄物が出る前（2016年度）の現状値を使用。

【コラム】 マイクロプラスチック問題ってなに？

近年、世界中でマイクロプラスチックによる海洋汚染が問題となっています。マイクロプラスチックとは、大きさが5mm以下の小さなプラスチック粒子のことで、「1次マイクロプラスチック」と「2次マイクロプラスチック」に大別されます。

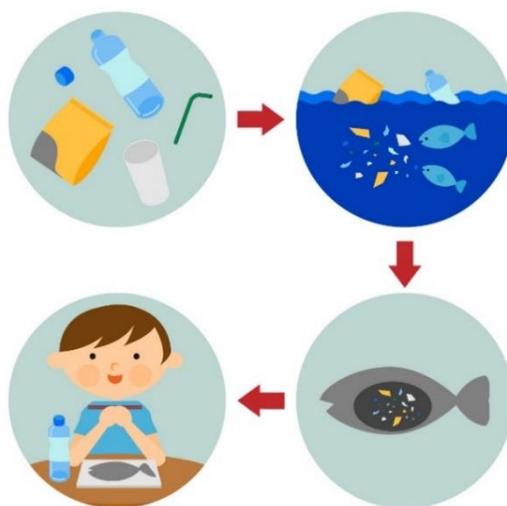
「1次マイクロプラスチック」は、マイクロプラスチックビーズとも呼ばれ、製造された時点で大きさが5mm以下のプラスチックのことで、洗顔料や歯磨き粉等の化粧品に含まれている場合があります、下水に流れてしまうと浄水施設を通り抜け、そのまま環境中に放流されてしまうことがあります。

「2次マイクロプラスチック」は、ビニール袋やペットボトル等のプラスチック製品が環境中に捨てられ、河川や水路を通過して海に流れていくなかで、紫外線や波浪等によって分解されて徐々に小さくなっていったプラスチックのことで、

では、なぜこのマイクロプラスチックが世界中で大きな問題となっているのでしょうか。

マイクロプラスチックはPCB（ポリ塩化ビフェニル）等の有害物質を吸着しやすい性質をもっていると言われていて、有害物質が吸着したマイクロプラスチックを小魚やプランクトン等の水生生物がエサと間違えて体内に取り込むことで、食物連鎖の中で有害物質が濃縮されていき、最終的には人体への影響も懸念されています。

また、近年ではマイクロプラスチックよりも更に小さい「ナノプラスチック（大きさが1μm以下のプラスチック）」が存在していることも分かっており、人体や生態系への影響に関する調査や研究が進められています。



■ マイクロプラスチックが人体に入り込む一連の流れ

ア. 資源・エネルギーの有効利用

【テーマ：省エネ型のライフスタイル】

◆朝倉市の現状

- 朝倉市における二酸化炭素排出量は平成 26 (2014) 年度の 678.7 千 t-CO₂ をピークに減少傾向にあり、令和元 (2019) 年度は 444.2 千 t-CO₂ でした。これは、電気の排出係数が減少したためと考えられます。
- 朝倉市における令和元 (2019) 年度の二酸化炭素排出量の内訳をみると、産業部門が最も多く約 43%、次いで、運輸部門が約 26%、業務その他部門が約 20% となっています。
- 「朝倉市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)」に基づき、公共施設へ再生可能エネルギーを導入し、平常時は市内からの二酸化炭素排出量の削減に貢献するとともに、災害時の非常用電源としても期待されています。
- 令和元 (2019) 年度に「朝倉市バイオマス産業都市構想」を策定し、再生可能エネルギーであるバイオマス発電の普及や導入拡大をめざしています。
- 令和 4 (2022) 年の再生可能エネルギーの発電電力量は令和 2 (2020) 年と比較して、1.08 倍に増加しています。
- 令和 4 (2022) 年 1 月に豊かな自然環境を未来に引き継ぐため、令和 32 (2050) 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組むことを宣言しました。
- 令和 5 (2023) 年度に「朝倉市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)」を策定し、温室効果ガス排出量の令和 12 (2030) 年度に平成 25 (2013) 年度比で 50% 以上削減を目指しています。
- 「朝倉市地域公共交通計画」を策定し、運輸部門 (自動車) からの二酸化炭素排出量を削減するために重要な役割をもつ公共交通の維持・発展をめざしています。

◆朝倉市が抱える問題と原因

市内からの二酸化炭素排出

- 化石燃料に依存しており、各分野の脱炭素化が進んでいない
- 脱炭素化についての情報が浸透していない

◆問題解決に向けたポイント

★ポイント★

- 身近にできることから省エネルギーの取り組みを進め、地域から地球温暖化防止に貢献します。
- 脱炭素化への情報提供を分かりやすく行います。

◆わたしたちのアクションプログラム

【市民】

- 毎月の電気料金をチェックし、家庭で使っている電気料金（エネルギー使用量）を意識します。
- 水道の蛇口をこまめに閉め、節水を心がけます。
- 家庭内でクールシェア、ホットシェア※45 を行い、個人や少人数でのエアコンの使用を控えるように努めます。
- 外出の時には、公共交通機関がある所は公共交通機関の利用を心がけます。
- 自動車を運転する際は、エコドライブに努めます。
- 住宅を新築・改築する際は、Z E H※46 など住宅の省エネルギー化に努めます。
- 家電製品等を購入する際は、省エネ性能の高い設備・機器を選びます。
- 太陽光や太陽熱等の再生可能エネルギーの導入に努めます。

【民間団体】

- 地球温暖化問題に関する講演会や研修会を企画・実施します。
- 防犯灯をL E Dに取り換えます。

【事業者】

- 国際標準化機構で策定された国際規格（I S O）やエコアクション 21※47 等の環境マネジメントシステム※48 の導入を進めます。
- 工場や事業所での省エネルギー対策（設備の効率的な運用や省エネ型設備への更新）を進めます。
- 太陽光や太陽熱等の再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 大規模な再生可能エネルギーを設置する場合、環境や景観、安全、周辺住民への影響等を十分に調査します。

【行政】

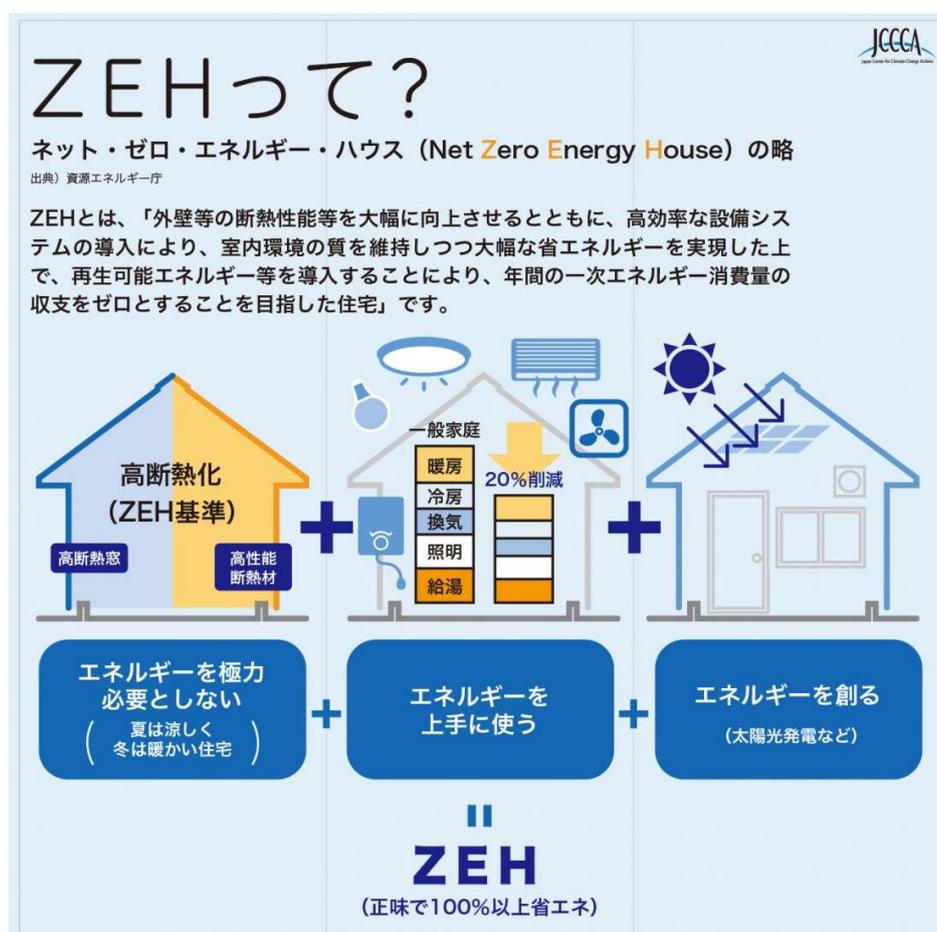
- 市民・事業者へ省エネルギー・省資源対策・脱炭素化に関する情報の啓発活動を推進します。
- 水道の普及を図り、節水に関する啓発を進めます。
- 公用車への電気自動車等の低燃費かつ低排出ガス自動車の率先導入を進めます。
- 公用車を運転する際は、エコドライブに努めます。
- 関係機関と連携して、公共的な交通サービスの提供に努めます。
- 公共交通の利用を促進するために駅等の利便性向上に努めます。
- 放置自転車・放置自動車を整理し、駐車場環境の改善に努めます。
- 事業者と協力し、パーク・アンド・ライド※49の取り組みを推進します。
- 地球温暖化防止に向けて「COOL CHOICE※50」を推進します。
- 大規模な再生可能エネルギーを設置する場合、環境や景観、安全、周辺住民への影響等を十分に調査するよう、事業者へ呼びかけます。
- バイオマス産業都市として、バイオマスの活用を推進します。
- 再生可能エネルギーやバイオマス等への理解を深めるための周知・啓発に努めます。
- 空調等の更新の際には、高効率な機器の導入に努めます。
- 公共施設の新設や大規模改修において再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 施設照明のLED化を進めます。
- 住宅のZEH化、事務所のZEB※51化など情報提供を行います。

◆施策の達成に向けて設定した指標と数値目標

指標	区分	基準値	現状値	目標値
朝倉市全体の温室効果ガス(CO ₂)排出量	—	626.5千t-CO ₂ (2013年度)	444.2千t-CO ₂ (2019年度)	241.6千t-CO ₂ (2030年度)
温室効果ガス排出量(市の公共施設)	第3次朝倉市総合計画	9,077t-CO ₂ (2013年度)	7,336 t-CO ₂ (2023年度)	4,538t-CO ₂ (2030年度)
省エネに関する市民の実践平均項目数	—	1.38項目 (2018年度)	1.28項目 (2021年度)	3項目 (2029年度)
省エネに取り組んでいる事業所の数	—	47箇所 (2018年度)	42箇所 (2023年度)	50箇所 (2029年度)
住宅用太陽光発電設備の設置件数	—	2,314件 (2018年度)	3,182件 (2023年度)	3,500件 (2029年度)

【コラム】ZEHってなに？

ZEHとは、「Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」の略称であり、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを旨とした住宅のことです。



出典：温室効果ガスインベントリオフィス全国地球温暖化防止活動推進センター
ウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)

基本方針Ⅲ「古から未来へ人づくり」

環境目標Ⅲ-1 朝倉の自然、歴史・文化を守り伝える人づくり

ア. 学校・地域における環境教育・学習の推進

【テーマ：憩いと満足を伴う活動的プログラム】

◆朝倉市の現状

- 小学校・中学校・高等学校を通じて理科、社会科、家庭科をはじめ各教科等で系統的・発展的に環境に関する学習を行っています。
- 総合的な学習の時間において、それぞれの地域を対象にした学習が展開されています。その中で環境に関する地域のもの・人・ことを活用して直接体験を通じた学習活動を行っています。
- 各コミュニティセンター等で行われている市民向け講座等において、環境学習を実施しています。
- あさくら美花美化バンク等、市民・民間団体・事業者に向けて環境に関する展示や環境美化に対する協力の呼びかけを行い、啓発を行っています。
- 市民・民間団体・事業者・行政のメンバーで構成される環境アクション協議会が市の環境基本計画を踏まえて環境活動を企画し、市民に呼びかけ、市の特色ある取り組みを推進しています。
- 環境に対する興味・関心をもってもらうため、環境アクション協議会が年に3回かべ新聞「環境」を発行し、市内の公共施設や店舗等に掲示しています。
- 平塚川添遺跡公園で野鳥や水辺の生き物の観察会を開催しています。また、同公園に生息・生育する昆虫・植物・野鳥に関するハンドブックを作成しています。
- 市民アンケートによると、環境教育の場である環境保全活動の中では星空観察、食育教室や河川の清掃活動等に参加したいという意見がありました。

◆朝倉市が抱える問題と原因

環境教育・学習の推進体制が不十分

- 環境教育・学習の指導者不足
- 環境教育・学習の機会やプログラムの不足

◆問題解決に向けたポイント

★ポイント★

- 環境教育・学習を進めるための仕組みづくりを進め、市全体として環境意識のレベルアップを図ります。
- 地域や学校等、様々な場における環境教育・学習の機会の充実を図り、市全体として環境意識のレベルアップを図ります。
- かべ新聞「環境」・広報・ホームページ等を利用し、朝倉市の環境に関する取り組みを広く発信します。

◆わたしたちのアクションプログラム

【市民】

- 子どもたちは、家庭や学校・地域で環境に関する活動や自由研究を行います。
- 地域で実施している分別収集への参加や、かべ新聞「環境」・インターネット・SNS等での環境情報の収集を通じて、環境に関する知識を深めます。
- 身近な自然環境・歴史・文化等を気軽に楽しむ時間として、自然観察会や史跡巡り等に積極的に参加します。
- 「あまぎ水の文化村」等の水とふれあえる場を訪れ、水の大切さや不思議さを楽しく学習します。
- ダム見学に参加し、ダムの構造やダムの持つ利水・治水機能について学習します。

【民間団体】

- 環境保全団体や自然環境調査・体験活動団体等は、行政と協力して市民向けの環境学習会や生き物観察会等を企画・実施します。
- 水辺の環境学習会やダム見学等のイベントを企画・実施します。
- 自然観察会等の企画・実施を進めます。

【事業者】

- 事業所の敷地や所有する森林・農地等を環境学習の場として公開するように努めます。
- 地域・学校・民間団体・行政等が実施する環境学習会等へ積極的に協力します。
- 従業員への環境教育を実施し、環境にやさしい企業づくりに努めます。

【行政】

- 環境基本計画の実現に向けて、企画・実践をしている環境アクション協議会を支援します。
- 学校における環境教育・学習のための教材の提供を行います。
- 「あまぎ水の文化村」の活性化を図り、学習・交流・体験等の拠点として活用します。
- 自然・農林業体験の場としての「たかき清流館」の活用を図ります。
- 民間団体・行政が協力して「平塚川添遺跡公園」の活用を促進し、自然環境・歴史環境をはじめとした環境学習の拠点の役割をもたせます。
- 地域の特徴を活かした体験型・参加型の環境教育・学習の充実を図ります。
- 幼稚園児や保育園児に対して「自然を大切にする、ごみを散らかさない」等、環境保全のための意識づけを行います。
- 学校・企業等での環境改善運動や教育を推進します。併せて、地域での清掃・美化活動を支援します。
- 環境教育・学習を先導的に行える人材の育成・確保に努めます。
- かべ新聞「環境」・広報・ホームページ等を利用し、第2次朝倉市環境基本計画や朝倉市の環境に関する取り組みを広く発信します。

◆施策の達成に向けて設定した指標と数値目標

指標	区分	基準値	現状値	目標値
かべ新聞「環境」の発行回数	—	3回/年 (2018年度)	1回/年 (2023年度)	3回/年 (2029年度)
平塚川添遺跡公園での年間体験イベント件数	—	19回 (2018年度)	23回 (2023年度)	23回 (2029年度)
たかき清流館の受け入れ団体数	—	7団体 (2018年度)	8団体 (2023年度)	20団体 (2029年度)

イ. 朝倉の自然がはぐくんだ歴史・文化の保全と継承

【テーマ：歴史・文化を知り地域への誇り・愛着を育む】

◆朝倉市の現状

- 朝倉市は、豊かな自然環境を背景に、地域に根ざした独自の文化を形成してきました。
- 弥生時代のムラヤクニを偲ぶ平塚川添遺跡、斉明天皇の朝倉橘広庭宮、彦山座主の黒川院、中世の秋月氏・近世の黒田氏が築いた秋月、櫛蠟・養蚕の商業が発達した甘木町等、朝倉市の環境を活かした各時代の歴史・文化が息づいています。
- 市民アンケートでは、秋月の歴史的景観や三連水車に対し、朝倉市民として誇りと愛着を感じており、後世に残したいとの意見があがっています。
- 朝倉市には、令和6（2024）年3月末時点で93件の文化財が指定・選定されています。その中の19件が天然記念物であり、貴重な自然が残されています。
- 世界かんがい施設遺産※52に登録されている「山田堰・堀川用水・水車群」、「原鶴を中心とした筑後川鵜飼」、「スイゼンジノリの養殖」等、朝倉市の自然環境を活かした技術や伝統が息づいています。
- 杷木大山のおしろい祭り、美奈宜神社のおくんち、甘木祇園山笠、甘木バタバタ市、恵蘇八幡宮神幸祭等、朝倉市の自然と関わってきた祭りが各地域で受け継がれています。
- グリーンツーリズム※53を推進していますが、高齢化により受け入れを止める農家が増えており、受入農家の確保が課題となっています。
- 朝倉市文化財保存活用地域計画を作成し、令和6（2024）年7月に文化庁長官より認定を受けました。

◆朝倉市が抱える問題と原因

歴史的・文化的資源、伝統文化の保存と継承

- 市内の歴史や文化に関する周知・啓発が不十分
- 少子高齢化による伝統文化や伝統行事の消失危機

◆問題解決に向けたポイント

☆ポイント☆

- 先人が自然とともに歩んできた歴史・文化を理解し、保存するとともに次世代へと継承します。また、そのための人材育成を進めます。
- 朝倉市の歴史的・文化的資源をPRします。

◆わたしたちのアクションプログラム

【市民】

- 自然に育まれた歴史・文化を学び、その価値や先人の知恵を知り、守り、継承します。
- 市外の人へ朝倉市の歴史・文化をアピールできる力をつけます。
- 地域で行われている伝統行事等へ積極的に参加します。

【民間団体】

- 地域の風習や伝統文化を学習会等で掘り起こし、地域コミュニティの中で再生を図ります。

【事業者】

- 地域固有の歴史・伝統文化・文化財の保存と継承に積極的に協力します。
- 事業活動を通じて、朝倉市の歴史・文化を積極的にPRします。

【行政】

- 指定文化財の保存・管理を進め、整備・活用を図ります。
- 埋蔵文化財の保存協議を行い、必要に応じて記録保存を行います。
- 未指定の貴重な歴史資源に関する調査・研究、保存を進めます。
- 「朝倉市歴史的景観条例」に基づいて歴史的景観を保全します。
- 歴史教室や古代体験等を通して地域の歴史・文化への理解を深めます。
- 伝統芸能講座等により、伝統芸能の保存と継承を図ります。
- 伝統行事保存のための支援に努めます。
- 文化財案内人（ボランティアガイド）の育成や歴史探訪ルートの整備を進めます。
- 史跡にまつわる物語や伝説等、ストーリー性のある情報提供を強化します。
- 豊富な歴史的・文化的資源を活用し、体験型・学習型観光を推進します。
- グリーンツーリズムの普及・啓発を行います。

◆施策の達成に向けて設定した指標と数値目標

指標	区分	基準値	現状値	目標値
歴史的雰囲気に関する満足度	市民 アンケート	32% (2019年度)	40% (2024年度)	45% (2029年度)
祭り、市の伝統行事等ふるさとの行事に関する満足度	市民 アンケート	40% (2019年度)	44% (2024年度)	65% (2029年度)

【コラム】「自然」と「歴史・文化」のつながり

朝倉市では、地形や豊かな自然を活かして旧石器・縄文と呼ばれる時代から人々が生活していたと言われていています。先人たちは、自然を知り、自然を大切にしながら活用しており、それは現在も残されている史跡や伝統行事の数々からもうかがうことができます。

私たちは、そんな先人たちが自然とともに歩み、歴史や文化として残したものを保存・継承していくことで、朝倉という土地の良さや自然の恵み、また、自然の怖さ等を後世まで伝えていく必要があります。

朝倉市を代表する文化（祭り）



■ 杷木大山のおしろい祭り



■ 蟻城おくんち



■ 恵蘇八幡宮の粥だめし



■ 甘木バタバタ市

ア. 環境保全活動の充実

【テーマ：自治組織を通じた環境保全活動の活性化】

◆朝倉市の現状

- 各学校区のPTA活動による使用済紙、段ボール、アルミ缶、一升瓶等の資源物回収を通じてリサイクル意識が全戸に浸透しています。
- 行政による支援・指導の下、地域で実施している分別収集によって分別の意識が向上しています。
- 工夫を凝らしたかべ新聞「環境」を市内の多くの事業所等に掲示することで、朝倉市の環境の特徴や、行政・市民・事業所の環境活動を広く紹介しています。
- 環境アクション協議会では、朝倉市の環境基本計画の達成に向けて、市民・民間団体・事業者が行う環境保全活動のモデルとなるような実践方法を模索しています。
- 事業所では、国の環境施策を踏まえた環境保全に関する取り組みを進めています。
- 市民アンケートによると、環境保全活動をより活発にするために行政がすべきこととして、「環境についての情報を提供する」や「行動するための場所や機会を提供する」といった意見が多くあげられています。
- 事業者アンケートによると、環境保全の取り組みを行う上で行政がどのような施策を行うべきかという質問に対して、5割近い事業者が「情報提供」を求めています。また、求められている情報として「環境保全を行うための情報」、「行政支援に関する情報」などがあげられます。

◆朝倉市が抱える問題と原因

行政の環境に関する情報発信が不十分

- 朝倉市環境基本計画をはじめとする環境に関する計画や市内で行われる環境保全活動に関する情報の発信不足

減少傾向にある環境保全活動の担い手数

- 少子高齢化等による人口減少

◆問題解決に向けたポイント

☆ポイント☆

- より多くの市民や事業者が環境に配慮した行動を進めていくため、広報やホームページ等で環境保全活動等の情報を発信します。
- 自治組織で行われる環境保全活動が活性化するように取り組みを進めます。

◆わたしたちのアクションプログラム

【市民】

- 家族みんなで環境保全活動（一斉清掃等の地域清掃活動）に参加し、身の回りの環境の保全に努めます。
- 各区の分別収集や市民団体等が行うリサイクル活動に参加し、環境保全活動の実践力を高めます。

【民間団体】

- ホームページ等を活用して環境情報を発信します。
- 地域での環境保全活動を企画・実践します。
- 環境保全活動団体のネットワークづくりに参加し、活動に取り組みます。

【事業者】

- 環境報告書等により、環境保全に関する情報を積極的に公開します。
- 地域の環境保全活動へ積極的に参加し、支援を行います。
- 行政と協力し、国の施策等に基づいた環境保全活動を推進します。

【行政】

- 広報やホームページ等で朝倉市第2次環境基本計画や朝倉市の環境について周知します。
- 環境基本計画の進捗状況等をまとめた環境レポートを作成します。
- 各種環境行政情報や各種調査結果等の情報提供に努めます。
- 環境関連施設、環境関連イベント・活動等の情報提供に努めます。
- 市民・民間団体・事業者への環境保全活動に関する情報提供の充実を図ります。
- 環境グループの自主的な活動を支援します。
- 地域での環境保全活動を推進するため、環境アクション協議会が中心となって環境保全活動リーダーの育成を行います。
- 市民・民間団体・事業者がお互いに意見交換のできる交流の場を提供します。

◆施策の達成に向けて設定した指標と数値目標

指標	区分	基準値	現状値	目標値
広報・ホームページ等での環境情報の年間掲載数	—	12回 (2018年度)	25回 (2023年度)	30回 (2029年度)
環境保全活動の団体数	—	45団体 (2018年度)	48団体 (2023年度)	48団体 (2029年度)

第4章 計画の推進

1. 計画の推進について
2. 進行管理について



■貴重なスイゼンジノリが生育する黄金川

1. 計画の推進について

(1) 計画の推進に当たっての留意事項

本計画に示す様々な取り組みを展開していく際に、特に留意すべきものとして次の事項を設定します。

<計画の推進に当たっての留意事項>

- ①環境アクション協議会の率先垂範による環境保全施策の展開
- ②市環境行政の組織的・技術的レベルの向上

ア. 環境アクション協議会の率先垂範による環境保全施策の展開

環境保全行動を推進するためには、市民・民間団体・事業者・行政による協働の体制づくりが欠かせません。その中でも特に行政には施策を進めるためのリーダーシップ、取り組みの適切な管理能力が求められています。そこで、事務・事業において率先的な環境配慮を進めるとともに、その実施状況を点検・評価し、新たな取り組みへとつなげます。

イ. 市環境行政の組織的・技術的レベルの向上

環境基本計画で対象とする環境分野は範囲が広く、多岐にわたるため、所管する行政部署も複数に及ぶものが多く見られます。そのため、それぞれの施策を総括し、有効に進めていくためには、環境保全部局と事業部局との連携を強化することが必要です。また、環境に関する専門的知識や経験を持つ人材は、今後取り組みを進めていく上で貴重な存在となります。そこで、庁内外に関わらず、これらの人材を活かせる仕組みづくりも併せて検討します。

(2) 重点プロジェクト

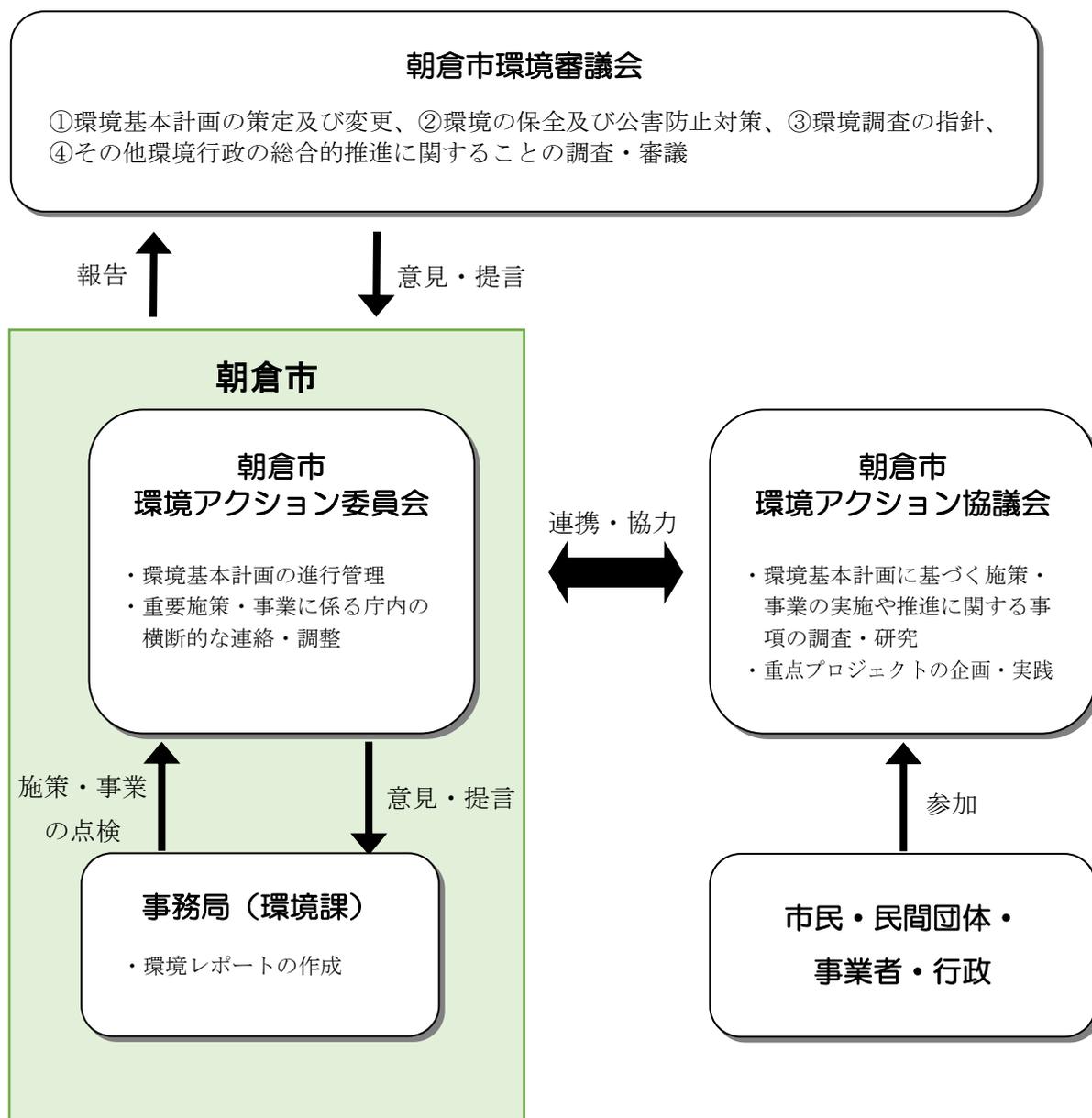
環境に関連する各主体の取り組みについては、「基本方針」に示したとおりですが、朝倉市では、市民・民間団体・事業者・行政の協働により、特に効果の見込めるもの、緊急性のある課題を「重点プロジェクト」として位置づけます。

重点プロジェクトは、「朝倉市環境アクション協議会」において、具体的な内容、実施主体、実施方法、実施スケジュールを検討し、市民・民間団体・事業者・行政の連携・協力のもと、取り組みを進めます。

(3) 推進組織と体制

本計画の推進組織は、市長の諮問機関である「朝倉市環境審議会」、市民・民間団体・事業者・行政との協働の取り組みを進めるために設置する「朝倉市環境アクション協議会」、市役所内に設置する「朝倉市環境アクション委員会」です。

推進体制は下図に示すとおりで、お互いの行動についての連絡・調整、情報共有を図りながら、自主的な環境の保全及び創造の取り組みを展開します。



■計画の推進体制

(4) 各組織の役割

ア. 朝倉市環境審議会

朝倉市環境審議会は、市長が任命する 17 人以内の委員で組織され、①環境基本計画の策定及び変更に関すること、②環境の保全及び公害防止対策に関すること、③環境調査の指針に関すること、④その他環境行政の総合的推進に関することについて、市長の諮問に応じて、調査・審議します。

イ. 朝倉市環境アクション協議会

朝倉市環境アクション協議会は、市長が委嘱した市民・民間団体・事業者の代表と市職員で構成される組織で、環境基本計画に係る策定・見直しの作業及び施策・事業の実施や推進に関する事項について、市民・民間団体・事業者及び行政が連携・協力して調査・研究を行うための協議会組織であるとともに、重点プロジェクトの企画・実践を行う組織です。

ウ. 朝倉市環境アクション委員会

朝倉市環境アクション委員会は、市の関係部署で構成する組織で、環境基本計画の進行政管理、重要施策・事業に係る庁内の横断的な連絡・調整等を行います。

(5) 広域的な協力体制の確立

水循環や地球温暖化対策等、広域的な環境問題に対処していくために、国、県、関係市町村との連携・協力関係を構築するとともに課題への共通認識をもち、具体的な対応策や役割分担等を検討する場の整備に努めます。

2. 進行政管理について

(1) 進行政管理システム

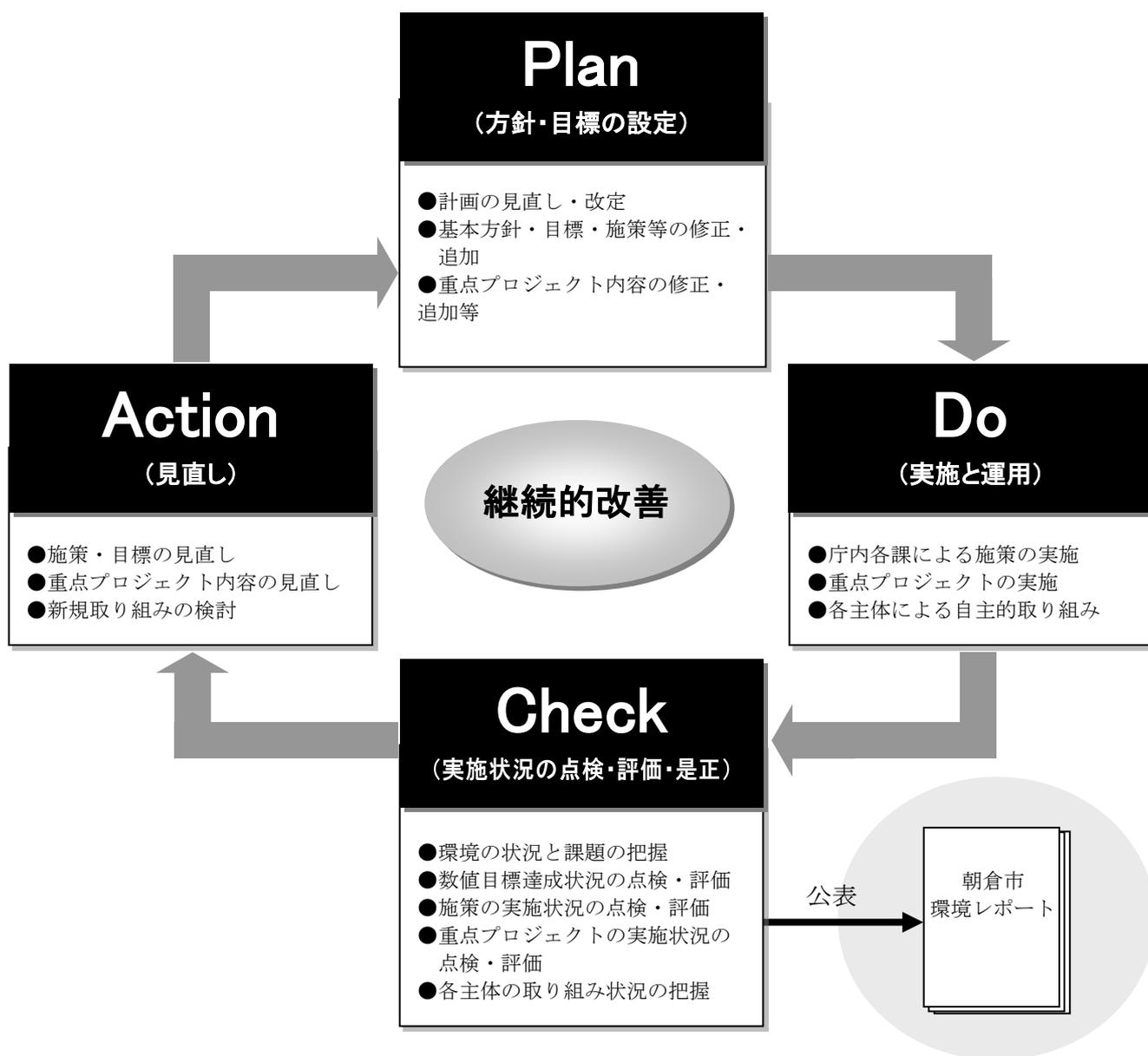
本計画の進行政管理は、『P l a n（方針・目標の設定）⇒D o（実施と運用）⇒C h e c k（実施状況の点検・評価・是正）⇒A c t i o n（見直し）』という環境マネジメントシステムの考え方を導入して、一連の手続き（P D C A サイクル）による進行政管理システムを構築します。

(2) 環境レポートの作成と公表

本計画に掲げた目標の達成状況や施策の進捗状況、市民・民間団体・事業者・朝倉市環境アクション協議会の取り組み状況等、その成果を取りまとめた環境レポートを作成します。環境レポートは朝倉市環境審議会にて点検・評価を受けた後、市のホームページへの掲載等、広く市民に公表します。

(3) 財源の確保等

市は、めざす環境像の実現に向けて、環境基本計画に掲げる施策を積極的に推進し、市民・民間団体・事業者・朝倉市環境アクション協議会の活動を安定的かつ継続的に進めていくため、必要な財政的措置を図ります。また、国や県等の補助制度の活用等、財源の確保に努めます。



■計画の進行管理システム

資料編



■平塚川添遺跡公園での昆虫観察会の様子

資料編

○朝倉市環境審議会条例

平成 18 年 3 月 20 日
条例第 146 号

(設置)

第 1 条 本市における環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するため、朝倉市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務等)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全及び公害防止対策に関すること。
- (3) 環境調査の指針に関すること。
- (4) その他環境行政の総合的推進に関すること。

2 審議会は、前項に掲げる事項を調査審議する場合において、必要があると認めるときは、環境に関する情報その他必要な資料の提出を市長その他関係機関に求めることができる。

3 審議会は、環境行政に関する重要事項について必要があると認めるときは、市長その他関係機関に助言又は勧告をすることができる。

(組織等)

第 3 条 審議会は、17 人以内の委員をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 前項の委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を各 1 人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問)

第 5 条 審議会に顧問若干人を置くことができる。

2 前項の顧問は、市長が委嘱する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 審議会において必要があると認めるときは、関係行政機関の職員等の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、環境課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 10 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年条例第 1 号）

この条例は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○朝倉市環境アクション委員会設置規程

平成 21 年 6 月 1 日
訓令第 22 号

(設置)

第 1 条 将来を展望した長期的観点から環境のあり方を予測し、望ましい環境像と長期的な目標を明らかにした朝倉市環境基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、環境の保全と創造を進める事業の実施及び推進を図るため、朝倉市環境アクション委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画に基づくアクションプログラムの推進
- (2) 基本計画に基づく重要な施策及び事業に係る庁内の横断的な連絡、調整等

(組織)

第 3 条 委員会の組織は、市民環境部長及び別表に掲げる課（所、室、局を含む。以下「課等」という。）の長で組織し、辞令を用いることなく委員に命ぜられたものとする。

- 2 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員長は市民環境部長をもって充て、副委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第 5 条 委員長は、必要に応じて、委員会における会議の内容を市長に報告しなければならない。

(部会)

第 6 条 委員会に環境アクション部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会の会員は、別表に掲げる課等の長が指名した者をもって充てる。
- 3 部会は、第 2 条に定める事項について、委員会の指示により、企画、調査及び研究を行い、その結果を委員会に報告するものとする。
- 4 部会に部会長及び副部会長 1 人を置き、会員の互選により定める。
- 5 部会長は、部会を招集し、これを主宰する。
- 6 部会長に事故あるとき又は欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務を処理するため、環境課に事務局を置く。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年訓令第 16 号）

この規程は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年訓令第 14 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年訓令第 9 号）

この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年訓令第 21—8 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年訓令第 23 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年訓令第 11 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年訓令第 7 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年訓令第 6—6 号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年訓令第10号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条、第6条関係)

契約検査課
総合政策課
防災交通課
農林課
農業振興課
商工観光課
建設課
都市整備課
水のまちづくり課
教育課
文化・生涯学習課
上下水道課
農業委員会事務局
健康課
子ども未来課

○朝倉市環境アクション協議会設置規則

令和2年3月16日

規則第28号

(設置)

第1条 朝倉市環境基本計画(以下「基本計画」という。)の策定及び見直しに係る作業並びに基本計画に基づく朝倉市の良好な環境の保全及び創造を進める事業の実施及び推進に関する事項について、市民、民間団体、事業者及び行政が協働して調査、研究、企画及び実践を行うため、朝倉市環境アクション協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画に基づく施策の推進及び事業の実施に関する事項についての調査研究
- (2) 基本計画に基づく重点プロジェクトの企画及び実践
- (3) 基本計画の策定及び見直しに係る作業

(組織)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、30人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民代表
- (2) 民間団体
- (3) 事業者
- (4) 市職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、任期中であってもその職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 前項ただし書の委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、朝倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年朝倉市条例第49号)に定めるところによる。

(補助機関)

第8条 協議会の効率的な運営を行うため、協議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に、部会長及び副部会長1人を置く。

3 部会長及び副部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会会議)

第9条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会での決定事項は、協議会の承認を得なければならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、環境課に事務局を置く。

(その他)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○朝倉市内で活動する主な環境保全団体

	地域	団体名	活動内容
1	上秋月	上秋月コミュニティ協議会 小石原川を守る会	小石原川の草刈り、清掃、空き缶拾い他
2	上秋月	上秋月コミュニティ協議会 山見川を守る会	山見川の草刈り、清掃、空き缶拾い他
3	秋月	秋月コミュニティ運営協議会/ 地域づくり部会/生活環境部会	空き家対策、道路・河川の清掃、除草、看板整備等
4	秋月	美化ボランティア	環境整備活動（トイレ清掃等）
5	秋月	秋月さくら倶楽部	杉ノ馬場桜の施肥・剪定
6	安川	安川地区小石原川を守る会	小石原川の草刈、ごみ回収等清掃活動
7	安川	長谷山地区野鳥川を守る会	野鳥川の草刈、ごみ回収等清掃活動
8	安川	安川地区小石原川を美しくする会	小石原川・野鳥川の河川敷、堤防の草刈り、ごみ回収等清掃活動
9	安川	檜原ホタル保存会	ホタルの育成・保存と水路の水辺景観活動
10	安川	安川コミュニティ協議会	白川水源地草刈り、植栽等
11	甘木	甘木地区コミュニティ協議会	九電前ロータリー、甘木鉄道前ロータリー花壇の年2回の花の植栽
12	甘木	ロータリー花壇を美しくする会	九電前ロータリー、甘木鉄道前ロータリー花壇の年間を通して草取り等の整備
13	甘木	甘木町「小石原川を守る会」	小石原川河川敷の芝刈り、除草作業（年間を通して）
14	甘木	はなみずき通りを育てる会	年間2回の花の植栽と年間を通してはなみずき通りの草取りおよび花の管理
15	甘木	女性の会	フレアス甘木敷地内花壇、テラスの定期的草取り

	地域	団体名	活動内容
16	甘木	甘木甘寿会「シルバークラブ」	各月1回程度甘木中央公園(フレアス甘木横)の掃き掃除作業を実施
17	甘木	丸山公園を美しくする会	年間2回春・秋に丸山公園の掃き掃除、除草作業を実施
18	馬田	牛木区昭和会	年3回小石原川沿い堤防の草刈り、空き缶、ごみ拾い等清掃作業
19	馬田	馬田地区小石原川を守る会	年4回小石原川両岸堤防の草刈、堤防河川敷の空き缶、ごみ拾い等清掃活動
20	馬田	馬田地区陣屋川を守る会	年4回陣屋川堤防の草刈、堤防河川敷の空き缶、ごみ拾い、花壇の手入れ
21	馬田	馬田少年環境パトロール隊	月1回のポイ捨てごみ・空き缶等の回収、環境美化に関する地区住民への啓発、年1回自然環境学習
22	立石	立石商工振興会	大平山の登山道・山頂の草刈り作業及び整備(年3回)、イルミネーション等
23	立石	立石コミュニティ協議会	大平山の草刈り作業(年3回)
24	立石	立石女性の会	大平山の草刈り作業及びトイレの清掃作業(月2回)
25	福田	福田地区二又川を守る会	二又川の河川敷の除草作業、ごみ拾い(年間)清掃活動を通して環境の維持、整備
26	福田	福田コミュニティ協議会 花いっぱい運動企画委員会	年2回(6・12月)花いっぱい運動 (各区の植栽場所に花植え)
27	蜷城	桂川を守る会	桂川周辺(堤防、河川敷)のごみ拾い、草刈り、清掃
28	蜷城	蜷城地区コミュニティ 地域づくり委員会	コミュニティ内 ポケットパーク花植え、整備、地区内河川の草刈り、清掃
29	蜷城	蜷城地区コミュニティ 生活環境委員会	コミュニティ内花植え(花いっぱい運動)、整備、地区内河川の草刈り、清掃

	地域	団体名	活動内容
30	金川	ボランティア黄金川会	黄金川の河川環境整備
31	三奈木	さくらを育てる会	ダム付近桜の消毒及び下草刈りの管理、コミュニティセンター桜の消毒
32	三奈木	だいこん川クラブ	佐田川の草刈り
33	三奈木	黒田屋敷を守る会	花木を育て景観を保つ、草刈り
34	高木	高木むらづくり部会	ホタルの育成及び環境整備と保護活動、彼岸花の植栽及び手入れ
35	朝倉	落合・東中町地区新立川を守る会	新立川のごみ拾い並びに草刈作業 (1～2回/年)
36	朝倉	中町区新立川を守る会	新立川のごみ拾い並びに草刈作業(4回/年)
37	朝倉	朝倉町川を守る会	通堂川・荷原川のごみ拾い並びに草刈り作業(2～3回/年)
38	朝倉	朝倉町桂川・妙見川を守る会	桂川・妙見川のごみ拾い並びに草刈り作業 (2～3回/年)
39	朝倉	朝倉地域クリーン活動	朝倉地域各区周辺のポイ捨てごみの回収活動(1回/月)
40	朝倉	堀川クリーン活動	堀川のごみ回収活動(1回/年)
41	朝倉	荷原川を守る会	朝倉町川を守る会として活動(年に2～3回除草、ごみ回収)
42	朝倉	桜並木育成会	桜並木のごみ拾い並びに草刈作業
43	朝倉	親水公園美化育成会	親水公園の清掃活動
44	久喜宮	夕月さくら会	夕月神社の桜並木の管理、周辺の草刈り、桜並木の新植
45	久喜宮	原鶴温泉湯里おこし会	温泉街等の花の植栽・管理
46	杷木	白木湧水の会	白木地区湧水場の整備・管理・保全
47	市内	朝倉自然の会	自然調査、自然に関するボランティア、会誌「朝倉の自然」発行(年1回)
48	市内	あさくら美花美化バンク	市内の緑化についての啓発活動及び募金活動、市民団体等への支援活動

○上位計画

第3次朝倉市総合計画

朝倉市では、将来都市像である「人、自然、歴史が織りなす 水ひかる 朝倉」の実現をめざし、6つの基本目標を設定しました。施策別計画については、めざす姿の達成度を示す成果指標を設定し、まちづくりの進捗状況を評価します。

基本目標 (構成する分野)	施策	基本事業	重点分野	地方創生	
1 災害に強く、 快適に暮らせる 安全・安心な まちづくり (防災、減災、防犯、 都市基盤)	1 防災・減災対策の推進	1 消防体制の充実			
		2 地域防災力の強化	★	★	
		3 防災意識の向上			
		4 市の防災体制の整備			
		5 土砂災害・浸水対策の推進			
	2 暮らしの安全対策の推進	1 交通安全意識の啓発			
		2 交通安全施設の整備と維持管理			
		3 防犯対策の推進			
		4 未成年者の非行・犯罪防止			
		5 消費者保護の推進			
	3 交通環境の充実	1 公共交通の利便性向上による利用促進			★
		2 公共交通の利用環境改善			
	4 道路の整備	1 道路・橋りょうの維持管理			
		2 生活道路・基幹道路の整備			
	5 住環境の充実	1 市街地の活性化		★	★
		2 適正な土地利用の推進			
		3 公園の整備・管理の充実			
		4 家屋の適正管理と有効活用			★
	6 上水道の安定供給	1 安全な水道水の供給			
		2 安定した水道水の供給			
		3 県南受水の有効利用			
		4 水道事業の経営安定化			
	7 下水道の整備	1 公共下水道事業の推進			
		2 合併処理浄化槽の推進			
3 下水道等施設の適切な維持管理					
4 下水道事業の経営安定化					

基本目標 (構成する分野)	施策	基本事業	重点分野	地方創生	
<p>子どもから高齢者まで、 健やかに笑顔があふれる</p> <p>2 まちづくり (子育て、保健、福祉、 医療)</p>	8 結婚・出産・子育て支援の充実	1 出会いから結婚までの支援の充実		★	
		2 保育サービス等の充実		★	
		3 親子の健やかな成長支援			
		4 子育て不安の軽減	★	★	
		5 児童発達支援の充実			
		6 子どもの人権尊重			
	9 健康づくりの推進	1 生活習慣の改善			
		2 疾病の予防と健康管理			
		3 こころの健康づくり			
		4 地域医療体制の充実	★	★	
		5 感染症対策の推進	★		
		6 国民健康保険制度の適正な運営			
	10 高齢者福祉の充実	1 高齢者の健康づくりの推進			★
		2 介護予防・日常生活支援の充実	★		
		3 生きがいづくりと社会参加の推進		★	
		4 包括的な支援体制の強化			
		5 認知症高齢者への支援の充実			
		6 医療と介護の連携			
		7 地域の実情に応じた生活支援体制の整備			
		8 後期高齢者保険制度の適正な運営			
		9 介護保険制度の適正な運営			
	11 障がい福祉の充実	1 自立支援の促進			
		2 自立生活に向けた経済的支援			
		3 社会参加促進と就労支援			
4 障がいのある人の人権尊重					
12 地域福祉の充実	1 包括的な相談支援体制の整備				
	2 見守りや支え合いの促進				
	3 地域福祉の担い手育成				
	4 生活保護世帯への自立支援				
	5 生活困窮者への自立支援	★			
	6 公営住宅の提供				

基本目標 (構成する分野)	施策	基本事業	重点分野	地方創生
3 次世代につなぐ 環境にやさしい まちづくり (環境)	13 自然環境・生活環境の保全	1 地球温暖化対策の推進	★	★
		2 環境保全の啓発・推進		
		3 森林の保全		
		4 水環境の保全	★	
		5 生活系公害対策の推進	★	
		6 事業系公害対策の推進		
	14 循環型社会の構築	1 ごみ減量の推進		
		2 リサイクルの推進		
		3 ごみ処理の適正化		
		4 し尿の適正処理とリサイクルの推進	★	
4 活力ある産業と 魅力的な観光資源がある まちづくり (農林業、商工業、観光)	15 農林業の振興	1 地域農業を支える多様な担い手の育成・確保		★
		2 持続的な営農への支援	★	★
		3 多様な農産物の生産による農業の振興		★
		4 環境に配慮した農業の推進		
		5 魅力ある朝倉ブランドの推進		★
		6 農林業基盤の整備		
		7 地産地消の推進		
		8 林業の振興		
	16 商工業の振興	1 中小企業の振興	★	★
		2 企業誘致の推進		★
		3 就業の場の創出		★
	17 観光の振興	1 魅力・PRの推進		★
		2 観光情報提供の充実		★
		3 観光資源の活用		★
4 水をテーマとした観光推進		★	★	
5 生きる力を育み、 生涯成長できる まちづくり (学校教育、生涯学習、 スポーツ、文化、歴史)	18 学校教育の充実	1 確かな学力の育成	★	
		2 豊かな心の育成	★	
		3 健やかな体の育成		
		4 開かれた学校づくり		
		5 教育環境の充実	★	
		6 教育支援の充実		

基本目標 (構成する分野)	施策	基本事業	重点分野	地方創生
<p>生きる力を育み、 生涯成長できる</p> <p>5 まちづくり (学校教育、生涯学習、 スポーツ、文化、歴史)</p>	<p>19 歴史の継承と文化・ 生涯学習・スポーツの振興</p>	1 生涯学習の推進		
		2 スポーツの推進		
		3 読書活動の推進		
		4 文化芸術活動の推進		
		5 文化財の保存と活用	★	★
<p>誰もが尊重され 支えあい、 市民とともに創る</p> <p>6 持続可能なまちづくり (人権、男女共同参画、 協働、コミュニティ、行財政 運営)</p>	<p>20 人権の尊重と多様性社 会の推進</p>	1 教育・啓発の推進	★	
		2 人権・同和問題に関する相談・支援体制の充実		
		3 男女共同参画の推進と多様性の理解		
	<p>21 市民協働と活気ある地 域づくりの推進</p>	1 地域コミュニティ活動の活性化	★	★
		2 市民活動の活性化		
		3 移住者増加による地域活性化の促進	★	★
	<p>22 効率的な行財政運営</p>	1 成果に基づく行政経営の推進		
		2 持続可能な財政運営		
		3 職員の人材育成と組織運営		
		4 利便性の高い行政サービス・自治体DXの推進	★	★
		5 積極的な情報発信と広聴の充実		★
		6 公共施設等マネジメントの推進	★	
	<p>23 適切な事務の遂行</p>	1 円滑な議会運営支援		
		2 適正な選挙事務の執行		
		3 適正な監査事務の執行		
4 適正な会計事務の執行				
5 適切な情報資産の管理				
6 情報公開・個人情報保護の推進				
7 適正な課税				

○本計画で定めた指標一覧①

指標	区分	現状値	目標値	ページ
農地面積	—	4,790ha (2023年度)	5,000ha (2029年度)	36
農業の担い手数	—	420 経営体 (2023年度)	430 経営体 (2029年度)	36
森林の整備面積（単年度）	—	105.29ha (2023年度)	200.00ha (2029年度)	36
林業の担い手育成団体（林研）の会員人数	—	30名 (2023年度)	45名 (2029年度)	36
生き物とのふれあいに関する満足度	市民 アンケート	38% (2024年度)	50% (2029年度)	40
有害鳥獣の駆除数	—	3,250件 (2023年度)	2,500件 (2029年度)	40
あさくら美花美化バンク利用団体数	—	3団体 (2023年度)	6団体 (2029年度)	43
みどりとのふれあい、みどりの多さに関する満足度	市民 アンケート	72% (2024年度)	80% (2029年度)	43
一斉清掃・ノーポイ運動・道路愛護・河川清掃等への参加意向	市民 アンケート	64% (2024年度)	70% (2029年度)	45
水や水辺とのふれあいに関する満足度	市民 アンケート	52% (2024年度)	60% (2029年度)	45
ふくおかエコ農産物認証制度の認定件数	—	40件 (2023年度)	40件 (2029年度)	47
地元農産物等の学校利用率	第3次朝倉市総合計画	35.1% (2023年度)	40.0% (2029年度)	47
県や市が提供する災害情報入手方法の平均認知数	第3次朝倉市総合計画	2.95項目 (2022年度)	4項目 (2029年度)	50
近くに外出する際は、できるだけ自家用車を使用しない市民の割合	市民 アンケート	26% (2024年度)	25% (2029年度)	53
空気のきれいさに関する満足度	市民 アンケート	74% (2024年度)	80% (2029年度)	53
公共交通（鉄道・路線バス・あいのりタクシー等）の利用者数	第3次朝倉市総合計画	1,469,773人 (2023年度)	1,310,000人 (2029年度)	53
騒音・振動に関する苦情件数	—	3件 (2023年度)	0件 (2029年度)	54
河川における水質環境基準（BOD）未達成地点数	—	6地点 (2023年度)	0地点 (2029年度)	56

※色のついている指標は、計画策定時または計画見直し時のみ調査を実施。

○本計画で定めた指標一覧②

指標	区分	現状値	目標値	ページ
寺内ダムにおける水質環境基準 (COD)	—	達成 (2023年度)	達成維持 (2029年度)	56
汚水処理人口普及率	第3次朝倉 市総合計画	91.4% (2023年度)	94.9% (2029年度)	56
川・池のきれいさに関する満足度	市民 アンケート	50% (2024年度)	50% (2029年度)	56
市民一人当たりの家庭系ごみ排出量	第3次朝倉 市総合計画	564g/人・日 (2023年度)	590g/人・日 (2029年度)	61
ごみのリサイクル率	第3次朝倉 市総合計画	19.0% (2023年度)	19.0% (2029年度)	61
ごみ処分量(家庭系ごみ処分量+事 業系ごみ処分量)	第3次朝倉 市総合計画	15,257t (2023年度)	14,148t (2029年度)	61
朝倉市全体の温室効果ガス(CO ₂) 排出量	—	444.2千t-CO ₂ (2019年度)	241.6千t-CO ₂ (2030年度)	65
温室効果ガス排出量(市の公共施 設)	第3次朝倉 市総合計画	7,336t-CO ₂ (2023年度)	4,538t-CO ₂ (2030年度)	65
省エネに関する市民の実践平均項目 数	—	1.28項目 (2021年度)	3項目 (2029年度)	65
省エネに取り組んでいる事業所の数	—	42箇所 (2023年度)	50箇所 (2029年度)	65
住宅用太陽光発電設備の設置件数	—	3,182件 (2023年度)	3,500件 (2029年度)	65
かべ新聞「環境」の発行回数	—	1回/年 (2023年度)	3回/年 (2029年度)	69
平塚川添遺跡公園での年間体験イベ ント件数	—	23回 (2023年度)	23回 (2029年度)	69
たかき清流館の受け入れ団体数	—	8団体 (2023年度)	20団体 (2029年度)	69
歴史的雰囲気に関する満足度	市民 アンケート	40% (2024年度)	45% (2029年度)	71
祭り、市の伝統行事等ふるさとの行 事に関する満足度	市民 アンケート	44% (2024年度)	65% (2029年度)	71
広報・ホームページ等での環境情報 の年間掲載数	—	25回 (2023年度)	30回 (2029年度)	74
環境保全活動の団体数	—	48団体 (2023年度)	48団体 (2029年度)	74

※色のついている指標は、計画策定時または計画見直し時のみ調査を実施。

○用語解説

【 】は本章で最初に出てくるページです。

※1. 有害鳥獣【1】

田畑を荒らす野生の鳥や動物の総称。イノシシ・シカ・サル・アライグマ等があてはまる。近年は、これらの動物の生息域が人間社会の近くにまで広がっており、人間に対して危害を加えるケースが出てきている。

※2. 外来生物【1】

国外や国内の他地域から人為的（意図的、または、非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息、または、生育することとなる生物種。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

※3. あさくら美花美化バンク【1】

市民や事業者の方々から寄付された花の種や球根、苗木、労力、寄付金等を預かり、それを自然豊かなまちづくりを行う地域や団体への橋渡しをする「花とみどりの銀行」。あさくら美花美化バンクの運営は市民や事業者の委員がボランティアで行っている。

※4. BOD【4】

Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略称。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の汚濁を測る代表的な指標。単位は一般的に mg/L で表し、この数値が高くなるほど水質が汚濁していることを意味する。

※5. 4R【4】

ごみ減量における4つの環境政策手法の総称。「リフューズ（Refuse：不要物の不購入）」、「リデュース（Reduce：廃棄物等の発生抑制）」、「リユース（Reuse：再利用）」、「リサイクル（Recycle：再生利用）」の4つの頭文字をとったもの。

※6. 環境基本法【10】

環境の保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とした法律。

※7. 気候変動適応法【10】

深刻化する気候変動の影響による被害を回避・軽減（適応）するため、国、地方公共団体、事業者及び国民が気候変動の適応の推進のために担うべき役割を明確にし、相互連携・協働の下、一丸となって適応策を強力に推進することを目的とした法律。

※8. 熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）【10】

気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に環境省が発表する。

※9. 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）【10】

熱中症特別警戒アラート発表時に、暑さをしのぐ一時避難場所として、あらかじめ市町村が指定した暑熱避難施設。指定暑熱避難施設の管理者は、当該指定暑熱避難施設の存する区域に係る熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、当該指定暑熱避難施設を開放しなければならないとされている。

※10. ゼロカーボンシティ【10】

豊かな自然環境を未来へ引き継ぐため、市民や事業者とともに、令和 32（2050）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする都市のこと。

※11. 第 3 次朝倉市総合計画【11】

朝倉市の特色を活かした魅力あるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるために、策定された朝倉市の最上位計画。「人、自然、歴史が織りなす 水ひかる 朝倉」を朝倉市がめざすまちの将来像として掲げている。

※12. 気候変動適応計画【11】

気候変動適応法第 7 条に基づき、気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、各主体（国、地方公共団体、事業者、国民、国立環境研究所）の役割や、あらゆる施策に適応を組み込むこと等、7 つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示した計画。

※13. 朝倉市食料・農業・農村基本計画【11】

朝倉市の農業のめざすべき姿とその実現方法を具体的に示し推進することを目的として、令和 3（2021）年 3 月に策定された計画。「みんなで育む『食と農のふる里 あさくら』の創造」を朝倉市の農業の将来像として掲げている。

※14. 朝倉市第 2 次国土利用計画【11】

国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、市土の総合的かつ計画的な利用を図るため、令和 5（2023）年 1 月に策定された計画。

※15. 朝倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）【11】

朝倉市役所が行う事務・事業によって発生する温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出を抑制し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としている。温室効果ガスの削減目標や、その達成に向けた具体的な取り組みを掲げ、毎年度、成果を実施状況報告書として取りまとめている。

※16. 朝倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）【11】

令和 12 年（2030）年までに到達するための朝倉市全体の温室効果ガスの排出量の目標を定めたもの。朝倉市全体から排出される温室効果ガスを抑制し、温室効果ガスの吸収量を増加させるため、市内の温室効果ガス排出についての計画。

※17. 朝倉市バイオマス産業都市構想【11】

事業系生ごみのメタン化発電と木質バイオマスの燃料利用を軸に、焼却ごみを削減し、再生可能エネルギーを創出する循環型社会を構築するとともに、地域資源を活かした市内産業の振興をめざすために行う具体的な事業やその方針をまとめたもの。

※18. 天然記念物【29】

学術上価値の高い動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）等で、文化財保護法に基づき文部科学大臣が指定するもの及び地方公共団体が条例に基づき指定するもの。特に重要なものは「特別天然記念物」に指定される。

※19. ニシキキンカメムシ【29】

古処山山頂のツゲ林等に生息するカメムシ。体長 16～20mm。光沢のある金緑色に、紫赤色の帯紋をもつ美しいカメムシとして有名。近年、生息環境に悪化により絶滅のおそれがある。

※20. スイゼンジノリ【29】

水が清澄な池等に生育する淡水産藍藻類。暗緑色で不定形。以前は、福岡県朝倉市・久留米市や熊本県熊本市・嘉島町等で生育が確認されていたが、湧水の減少等により絶滅の危機にある。現在は、朝倉市（黄金川）に生育している。

※21. オキチモズク【29】

河川の中・上流域の清澄な流れに生育し、秋から春にかけて繁茂する淡水産紅藻類。日本では九州、四国等の数十箇所を確認されており、熊本県の志津川等の3箇所の生育場は天然記念物の指定を受けている。また、周辺環境の悪化で多くの産地で絶滅しており、環境省により絶滅危惧種に指定されている。

※22. 水源かん養【34】

森林や田んぼの持つ多面的機能の一つ。雨水を土壌に貯留することで、洪水の緩和や川の流量の安定、水質の浄化等の働きをしている。

※23. 生物多様性【34】

①さまざまな生物の相互作用から構成されるさまざまな生態系の存在＝生態系の多様性、②さまざまな生物種が存在する＝種の多様性、③種は同じでも持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性、という3つの階層で多様性をとらえ、それぞれ保全が必要とされている。生物多様性は生命の豊かさを包括的に表した広い概念で、その保全は、食料や薬品等の生物資源のみならず、人間が生存していくうえで不可欠の生存基盤（ライフサポートシステム）としても重要である。反面、人間活動の拡大とともに、生物多様性は低下しつつあり、地球環境問題の一つとなっている。

※24. 表層崩壊【34】

豪雨や地震等により、山の表面を覆っている表層土の部分だけが崩れ落ちる現象のこと。

※25. 深層崩壊【34】

豪雨や地震等により、山の深部から基盤ごと崩れ落ちる現象のこと。特定の地質や地質構造の地域で発生しやすい。また、表層崩壊と異なり、樹木の植生による崩壊抑止効果は期待できない。

※26. 福岡県レッドデータブック【38】

福岡県内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生の動植物のリスト（レッドリスト）及びそれらの生育・生息状況を取りまとめた本。環境省の定める絶滅のおそれのある種の 카테고리（ランク）は以下の通りである。

カテゴリー	評価
絶滅	すでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅	飼育や栽培、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧ⅠA類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧ⅠB類	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
情報不足	評価するだけの情報が不足している種
絶滅のおそれのある地域個体群	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
カテゴリーⅠ（植物群落）	緊急に対策を講じなければ群落が壊滅
カテゴリーⅡ（植物群落）	対策を講じなければ群落の状態が徐々に悪化
カテゴリーⅢ（植物群落）	現在は保護対策が功を奏しているが、将来は破壊の危惧が大きい
カテゴリーⅣ（植物群落）	当面、新たな保護対策は必要ないが、監視は必要

■朝倉市に生息する絶滅のおそれのある野生の動植物①（絶滅、準絶滅危惧、情報不足の種を除く）

和名	カテゴリー	分類名
ヤマネ	絶滅危惧ⅠB類	哺乳類
コテングコウモリ	絶滅危惧Ⅱ類	
クマタカ	絶滅危惧ⅠB類	鳥類
ヤイロチョウ	絶滅危惧ⅠB類	
アカショウビン	絶滅危惧Ⅱ類	
コアジサシ	絶滅危惧Ⅱ類	
トモエガモ	絶滅危惧Ⅱ類	
トノサマガエル	絶滅危惧ⅠB類	両生類
コガタブチサンショウウオ	絶滅危惧Ⅱ類	
ニホンヒキガエル	絶滅危惧Ⅱ類	
ヤマアカガエル	絶滅危惧Ⅱ類	
タカチホヘビ	絶滅危惧Ⅱ類	爬虫類

【資料：福岡県レッドデータブック 2011,2014】

■朝倉市に生息する絶滅のおそれのある野生の動植物②（絶滅、準絶滅危惧、情報不足の種を除く）

和名	カテゴリー	分類名
クロホシコガシラミズムシ	絶滅危惧ⅠA類	昆虫類
コガタガムシ	絶滅危惧ⅠA類	
タガメ	絶滅危惧ⅠA類	
マルガタゲンゴロウ	絶滅危惧ⅠA類	
モートンイトトンボ	絶滅危惧ⅠA類	
ヤマトホソガムシ	絶滅危惧ⅠA類	
オオヒラタトックリゴミムシ	絶滅危惧ⅠB類	
ガムシ	絶滅危惧ⅠB類	
コミズスマシ	絶滅危惧ⅠB類	
トゲナベブタムシ	絶滅危惧ⅠB類	
ナガマルチビゲンゴロウ	絶滅危惧ⅠB類	
ミズスマシ	絶滅危惧ⅠB類	
ウスイロアカハネムシ	絶滅危惧Ⅱ類	
ウスイロキシタバ	絶滅危惧Ⅱ類	
ウラナミジャノメ	絶滅危惧Ⅱ類	
エチゴハガタヨトウ	絶滅危惧Ⅱ類	
オオキノコムシ	絶滅危惧Ⅱ類	
オオニジュウヤホシテントウ	絶滅危惧Ⅱ類	
カンムリセシジゲンゴロウ	絶滅危惧Ⅱ類	
ギンツバメ	絶滅危惧Ⅱ類	
コガタノゲンゴロウ	絶滅危惧Ⅱ類	
コガムシ	絶滅危惧Ⅱ類	
セダカコブヤハズカミキリ北九州亜種	絶滅危惧Ⅱ類	
タグチホソヒラタハムシ	絶滅危惧Ⅱ類	
ナベブタムシ	絶滅危惧Ⅱ類	
フジミドリシジミ	絶滅危惧Ⅱ類	
ミサキツノトビケラ	絶滅危惧Ⅱ類	
ミヤマチャバネセセリ	絶滅危惧Ⅱ類	
セボシタビラ	絶滅危惧ⅠA類	魚類
アリアケギバチ	絶滅危惧ⅠB類	
アリアケスジシマドジョウ	絶滅危惧ⅠB類	
カゼトゲタナゴ	絶滅危惧ⅠB類	
サクラマス（ヤマメ）	絶滅危惧ⅠB類	
スナヤツメ南方種	絶滅危惧ⅠB類	
ニッポンバラタナゴ	絶滅危惧ⅠB類	
ニホンウナギ	絶滅危惧ⅠB類	
アカザ	絶滅危惧Ⅱ類	
カワヒガイ	絶滅危惧Ⅱ類	
ドジョウ	絶滅危惧Ⅱ類	
ヤリタナゴ	絶滅危惧Ⅱ類	

■朝倉市に生息する絶滅のおそれのある野生の動植物③（絶滅、準絶滅危惧、情報不足の種を除く）

和名	カテゴリー	分類名
アメイロギセル	絶滅危惧ⅠB類	貝類
オオコウラナメクジ	絶滅危惧ⅠB類	
ヤマキサゴ	絶滅危惧ⅠB類	
アワジギセル	絶滅危惧Ⅱ類	
オオタニシ	絶滅危惧Ⅱ類	
キセルモドキ	絶滅危惧Ⅱ類	
サドヤマトガイ	絶滅危惧Ⅱ類	
トサギセル	絶滅危惧Ⅱ類	
ピルスブリギセル	絶滅危惧Ⅱ類	
スイゼンジノリ	絶滅危惧Ⅰ類	植物
チスジノリ	絶滅危惧Ⅰ類	
イトテンツキ	絶滅危惧ⅠA類	
カワラハハコ	絶滅危惧ⅠA類	
ジングウスゲ	絶滅危惧ⅠA類	
タチハコベ	絶滅危惧ⅠA類	
ナカミシシラン	絶滅危惧ⅠA類	
ナツエビネ	絶滅危惧ⅠA類	
ヌマハリイ	絶滅危惧ⅠA類	
ミヤコアオイ	絶滅危惧ⅠA類	
ヤナギイボタ	絶滅危惧ⅠA類	
ワカナシダ	絶滅危惧ⅠA類	
ナガミノツルクケマン	絶滅危惧ⅠB類	
ヒノキシダ	絶滅危惧ⅠB類	
ヤマトミクリ	絶滅危惧ⅠB類	
サンヨウアオイ	絶滅危惧Ⅱ類	
ツゲ	絶滅危惧Ⅱ類	
ブナ群落	カテゴリーⅡ	
イヌシデ群落	カテゴリーⅢ	
スダジイ群落	カテゴリーⅢ	
モミ群落	カテゴリーⅢ	
ツゲ群落	カテゴリーⅣ	

【資料：福岡県レッドデータブック 2011.2014】

※27. ワンヘルス推進宣言【38】

朝倉市が人と動物の健康及び環境の健全性を次世代に継承していくため、福岡県ワンヘルス推進行動計画に基づき、福岡県の取り組みに協力し、ワンヘルス実践施策を積極的に推進していくこと、市民へのワンヘルス周知に努め、理解の促進を図り、その実践活動に対し、必要な支援を行うこととしている。

※28. 疏水百選【44】

疏水とは、灌漑や舟運のために、新たに土地を切り開いて水路を設け、通水させることをいい、古くから集落の共同作業によって維持管理され、食料生産のみならず、国土や生態系の保全等様々な役割を担ってきた。疏水百選は、全国の疏水を①農業・地域振興、②歴史・伝統・文化、③環境・景観、④地域コミュ

ニティの形成、という4つの視点で農林水産省が評価し、選定したものを。

※29. 水の郷百選【44】

水環境保全の重要性について広く国民にPRし、水を守り、水を活かした地域づくりを推進するため、地域固有の水をめぐる歴史・文化や優れた水環境の保持・保全に努め、水と人との密接なつながりを形成し、水を活かしたまちづくりに優れた成果を上げている地域を、国土交通省が認定したもの。

※30. 一斉清掃【45】

市民が一斉に、生活道路・水路及び河川の清掃を行うことで、良好な生活環境を守るための運動。

※31. ノーポイ運動【45】

市民が一斉に、河川等の空き缶や不燃物等を回収することで、不法投棄の防止や環境美化意識の向上を図る運動。

※32. 自主防災マップ【48】

国・県が指定する土砂災害警戒区域や浸水想定区域、地域の意見を反映させたもの（複合ハザードマップ）で、市内の全世帯に配布されている。

※33. 洪水ハザードマップ【49】

概ね100年に1回程度起こる大雨（想定最大規模）が降ったことによる、筑後川、佐田川、小石原川の浸水する範囲、水深等を示したマップ。

※34. 福岡県気候変動適応センター【49】

国立環境研究所に設置された国の気候変動適応センターと連携しながら、福岡県の気候変動の予測やその影響について、専門的な情報や先進事例等を収集・整理・分析し、情報提供を行う機関。また、適応策について情報を共有するとともに、気象台や専門家からの助言を得て福岡県内における気候変動適応の推進を図るための協議会を設置・運営を行っている。

※35. エコドライブ【52】

ゆっくり発進する、加減速の少ない運転を心がける、タイヤの空気圧を適正に保つ等の環境に配慮した自動車の運転方法。

※36. アイドリングストップ【53】

信号待ちや荷物の上げ下ろし、短時間の買い物等の駐停車時に、自動車のエンジンをかけ続けること（アイドリング）をやめること。不必要なアイドリングをやめることにより、エネルギー消費量の削減、自動車からの排出ガス抑制等の効果がある。

※37. ダイオキシン類【53】

炭素、酸素、水素、塩素を含むものが燃焼する過程等で自然にできてしまう副生成物で、ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義している。ごみの焼却による燃焼や自動車の排出ガス等、様々な発生源がある。

※38. アスベスト（石綿）【53】

天然にできた鉱物繊維で「せきめん」「いしわた」とも呼ばれている。熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性をもっていることから、建物の保温・断熱材や、自動車のブレーキパッド等にも使われている。しかし、肺がん等の深刻な病気を誘発するおそれがあるため、現在では、原則として製造・使用等が禁止されている。

※39. 有害化学物質【53】

環境を経由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質を指す一般的な総称。具体的には、人の健康または動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化学物質審査規制法、ダイオキシン類対策特別措置法等で指定されたものは有害化学物質といえる。

※40. COD【55】

Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）の略称。水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海域や湖沼の汚濁を測る代表的な指標。単位は一般的にmg/Lで表し、この数値が高くなるほど水質が汚濁していることを意味する。

※41. 合併処理浄化槽【55】

水洗トイレからの汚水（し尿）や、台所、風呂、洗濯、洗面所等からの排水（生活雑排水）を、微生物の働き等を利用して処理する浄化槽。

※42. バイオマス【60】

一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼ぶ。

バイオマスの種類には、廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス、資源作物（エネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物）がある。廃棄物系バイオマスは、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、製材工場残材、下水汚泥等があげられ、未利用バイオマスとしては、稲わら・麦わら・もみ殻等が、資源作物としては、さとうきびやトウモロコシ等があげられる。

主な活用方法としては、農業分野における飼肥料や、汚泥のレンガ原料としての利用のほか、燃焼による発電、アルコール発酵及びメタン発酵等による燃料化等のエネルギー利用もある。

※43. 3010（サンマルイチマル）運動【60】

環境省が推進する、フードロス対策の一つ。歓送迎会や忘年会等の宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、宴会開始後の30分と、宴会終了10分前は離席せずに食事を楽しむ運動のこと。

※44. プラスチック・スマート【60】

環境省が推進する、プラスチック排出抑制対策の一つ。可能な限り使い捨てプラスチック製品を使わない、分別回収を徹底する等、プラスチックとの賢い付き合い方のこと。

※45. クールシェア（スポット）、ホットシェア（スポット）【64】

一人一台のエアコン使用を止め、涼しい（暖かい）場所を大勢の人でシェアすること。公共施設や飲食店をシェアスポットとして活用することで、熱中症予防等と同時に二酸化炭素排出抑制にもつながる。

※46. ZEH【64】

「Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」の略称であり、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。

※47. エコアクション21【64】

「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度。

※48. 環境マネジメントシステム【64】

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくためのシステム。

※49. パーク・アンド・ライド【65】

都市部への自動車乗り入れを規制する手段の一つ。自宅から最寄りの駅や停留所、目的地の手前まで自動車で行って駐車し、そこから公共交通機関を利用して目的地まで移動する方法。朝倉市内には、5箇所のパーク・アンド・ライド駐車場がある。

※50. COOL CHOICE【65】

環境省が推進する、地球温暖化対策の一つ。令和12(2030)年度に温室効果ガスの排出量を平成25(2013)年度比で26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択等、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取り組み。

※51. ZEB【65】

「Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」の略称であり、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

※52. 世界かんがい施設遺産【70】

国際かんがい排水委員会(ICID)が、建設から100年以上経過し、かんがい農業の発展に貢献したもの、卓越した技術により建設されたもの等、歴史的・技術的・社会的価値のあるかんがい施設として認定したもの。「山田堰・堀川用水・水車群」は、平成26(2014)年度に世界かんがい施設遺産に登録された。

※53. グリーンツーリズム【70】

農山漁村での滞在、農家民宿への宿泊、農作業体験、農産物加工体験、市民農園の利用等の観光活動の総称。



第2次朝倉市環境基本計画

朝倉市 市民環境部 環境課

〒838-0062 福岡県朝倉市堤 4-6
TEL 0946-22-1111 FAX 0946-24-3615
メールアドレス kankyo@city.asakura.lg.jp
ホームページ www.city.asakura.lg.jp